原議保存期間
 30年(令和3年3月31日まで)

 有 効 期 間
 一種(令和3年3月31日まで)

警察庁丙保発第6号令和3年6月16日警察庁生活安全局長

各地方機関の長 各都道府県警察の長 (参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長 各 附 属 機 関 の 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号。以下「改正法」という。(官報の写し:別添1、新旧対照条文:別添2))が本日公布され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなった。その趣旨及び概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)を「法」という。

記

#### 第1 改正法の趣旨

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務等を定めるものである。

#### 第2 改正法の概要

1 クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの(以下「クロスボウ」という。)について、所持の禁止の対象とすることとした。(法第3条第1項関係)

- 2 クロスボウの所持許可制に関する規定の整備
- (1) 所持許可に係る規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととした。(法第4条第1項関係)

(2) 所持許可に係るクロスボウであることの確認等の規定の整備 ア クロスボウの所持許可を受けた者は、クロスボウを所持することとなった

日から起算して14日以内に、その所持することとなったクロスボウが当該許可に係るクロスボウであるかどうかについて、都道府県公安委員会の確認を受けなければならないこととした。(法第4条の4第1項関係)

- イ 都道府県公安委員会は、標的射撃等の用途に供するため所持許可を受けた 者に対し、その所持するクロスボウが当該許可に係るものであることを表示 させるため必要がある場合には、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係 るものであることを表示するための措置を執ることを命ずることができるこ ととした。(法第4条の4第3項関係)
- (3) クロスボウの所持許可の要件等に係る規定の整備
  - ア 都道府県公安委員会は、クロスボウの所持許可について、当該許可を受けようとする者が人的欠格事由に該当する場合、クロスボウの構造又は機能が政令で定める基準に適合しない場合、内閣府令で定める基準に適合する保管設備を有していない場合(クロスボウの保管を専ら他の者に委託して行う場合を除く。)等においては許可をしてはならないこととした。(法第5条関係)
  - イ 都道府県公安委員会は、クロスボウの所持許可を受けようとする者が講習 修了証明書の交付を受けている場合等でなければ許可をしてはならないこと とした。(法第5条の2関係)
  - ウ クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることと した。(法第5条の3の2関係)
- (4) クロスボウの所持許可を受けた者の義務に係る規定の整備
  - ア 所持許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けたクロスボウを携帯し、又は運搬してはならないこととした。(法第10条第1項関係)
  - イ 標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けた者は、危害 予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものにおいて 当該許可に係る用途に供する場合を除いては、当該許可に係るクロスボウを 発射してはならないこととした。(法第10条第2項第2号の2関係)
  - ウ 所持許可に係る用途に供する場合を除き、当該許可に係るクロスボウに、 矢を装塡しておいてはならないこととした。(法第10条第5項関係)
  - エ 保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、所持許可に係るクロスボウを自ら保管しなければならず、当該保管に当たっては、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならないこととした。また、保管に係るクロスボウに適合する矢を当該クロスボウと共に保管してはならないこととした。(法第10条の4関係)
  - オ 譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとした。(法 第21条の2関係)

- (5) その他の規定の整備
  - ア クロスボウを使用する国際競技に参加するため本邦に入国する外国人は、 当該国際競技で用いるクロスボウの所持について、都道府県公安委員会の許 可を受けなければならないこととした。(法第6条関係)
  - イ 標的射撃等の用途に供するクロスボウの所持許可の有効期間は、当該許可 を受けた日の後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間とし、当該 許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会に対し、許可の更新 を申請しなければならないこととした。(法第7条の2及び第7条の3関係)
- 3 クロスボウの製造又は販売の届出に関する規定の整備
- (1) 都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの製造を業とする者は、その製造 に係るものを業務のため所持することができることとした。(法第3条第1項 第13号関係)
- (2) 都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者は、自ら輸入 したもの又は適法にクロスボウを所持できる者等から譲り受けたものを業務の ため所持することができることとした。(法第3条第1項第14号関係)
- 4 クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備
- (1) 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が 基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指 定することができることとした。(法第9条の3の2関係)
- (2) クロスボウ射撃指導員は、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受ける者が許可を受けて所持しているクロスボウを所持することができることとした。(法第3条第1項第4号の2関係)
- (3) クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするものは、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととした。(法第4条第1項第5号の3関係)
- 5 クロスボウ射撃資格の認定に関する規定の整備
- (1) クロスボウの所持許可を受けた者又は受けようとする者のうち、クロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該クロスボウ射撃指導員がその指導の用途に供するため所持許可を受けたクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならないこととした。(法第9条の16関係)
- (2) クロスボウ射撃資格者は、指導の用途に供するため所持許可を受けたクロス

ボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持することができることとした。(法第3条第1項第4号の9関係)

- 6 クロスボウの保管の委託制度に関する規定の整備
- (1) 標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、都道府県公安委員会に届け出てクロスボウを保管することを業とするもの(以下「クロスボウ保管業者」という。)に当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができることとした。(法第10条の8の2関係)
- (2) クロスボウ保管業者は、その委託に係るクロスボウを内閣府令で定める基準 に適合する設備及び方法により保管のため所持することができることとした。 (法第3条第1項第9号の2関係)
- 7 その他の規定の整備

クロスボウの所持許可の失効、取消し、罰則に関する規定その他所要の規定を 整備することとした。

- 8 施行期日等
- (1) 施行期日

改正法については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政 令で定める日から施行することとした。

- (2) 経過措置
  - ア 特定クロスボウ所持者等に関する経過措置

改正法の施行の際現にクロスボウを所持している者(以下「特定クロスボウ所持者」という。)については、改正法の施行の日から起算して6月を経過する日までの間(以下「経過期間」という。)(特定クロスボウ所持者が、特定クロスボウ (特定クロスボウ所持者が改正法の施行の際現に所持しているクロスボウをいう。)について、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者の届出をして当該届出に係る業務のため所持するとき、クロスボウ保管業者の届出をして保管のため所持するとき又は所持許可の申請をしたときは、当該届出又は申請をした時までの間)は、当該特定クロスボウに関する限り、所持の禁止の規定は適用しないこととし、当該特定クロスボウ所持者の従業者並びに特定クロスボウについて輸出又は廃棄の取扱いを委託された者及びその従業者についても、同様とすることとした。

また、これらの場合について、正当な理由なき携帯運搬の禁止、発射の制限、原則として自ら保管する義務、譲渡する場合における相手方の確認に関する規定その他一定の規定を準用することとした。(改正法附則第2条関係)

イ 特定クロスボウの所持許可の申請をした者に関する経過措置

経過期間内に特定クロスボウについて法第4条の所持許可の申請をした特定クロスボウ所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、

当該特定クロスボウについて当該申請に係る用途に応じた同条の規定による 許可を受けたものとみなすこととした。

この場合において、所持許可に係るクロスボウであることの確認等の規定、標的射撃等の用途に供するためクロスボウの所持許可を受けようとする者が講習修了証明書の交付を受けている場合等でなければ許可をしてはならない規定等については適用しないこととし、また、法第4条の所持許可の申請に係る許可(標的射撃等の用途に供するためのものに限る。)を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して6月を経過する日までに講習修了証明書の交付を受けていない場合等には、当該許可を取り消すものとした。(改正法附則第3条関係)

#### ウ 射撃指導員に関する経過措置

改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3に規定されている射撃指導員の名称を改正法において猟銃等射撃指導員に改めることとしているところ、改正法の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定によりされている射撃指導員の指定及びこれに関し必要な申請については、法第9条の3第1項の規定によりされた猟銃等射撃指導員の指定及びこれに関し必要な申請とみなすこととした。(改正法附則第4条関係)

エ クロスボウ射撃指導員の指定の申請をした者に関する経過措置

経過期間内にクロスボウ射撃指導員の指定の申請をした者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、クロスボウ射撃指導員の指定を受けたものとみなすこととした。(改正法附則第5条関係)

オ その他経過措置に係る罰則に関する規定を整備することとした。(改正法 附則第6条から第12条まで関係)

#### 第3 運用上の留意事項

1 地域住民等に対する広報活動の推進

クロスボウの所持禁止及び許可制導入を始めとする改正法の内容について、ウェブサイト、SNS等を活用の上、広く地域住民に対して広報を行うこと。

特に、クロスボウを販売・輸入する事業者については、管内における事業者を 把握の上、改正法の内容を周知するとともに、同事業者を通じてクロスボウ所持 者への周知を図ること。また、改正法の施行後、都道府県公安委員会に届け出た クロスボウ販売事業者に対しては、所持許可を受けていない者に対してクロスボ ウを販売することがないよう、法第21条の2の履行について指導を徹底すること。

- 2 現にクロスボウを所持している者への対応
- (1) クロスボウの引取り

危害予防上の観点から、クロスボウの回収・廃棄を確実に進めるため、警察 署において無償によるクロスボウの引取りを実施すること。

(2) 経過期間中に行うべき手続の周知徹底

改正法の施行の際現にクロスボウを所持している者に対しては、経過期間中 の所持許可申請や廃棄手続が円滑かつ適切に行われるよう、改正法の内容のほ か、(1)の取組について周知徹底を図ること。

3 警察職員に対する指導教養

改正法の趣旨及び内容について、できる限り速やかに地域警察部門を含む警察 職員に指導教養を徹底すること。

4 附帯決議を踏まえた対応

参議院内閣委員会及び衆議院内閣委員会における改正法案の議決に際し、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(別添3及び別添4)がなされた。

改正法の施行に当たっては、別添3の二、三及び四並びに別添4の一、二及び 三の趣旨を踏まえ、以下を行うこと。

(1) クロスボウの所持許可に係る不適格者の排除(別添3の二及び別添4の一関係)

欠格事由に該当する者がクロスボウを所持することがないよう、厳格な所持 許可審査を行うとともに、法に則り、的確な行政処分を実施すること。

- (2) 改正法の内容の周知徹底(別添3の三及び別添4の二関係) 第3の1及び2(2)のとおり対応すること。
- (3) インターネット上の取引の取締り(別添3の四及び別添4の三関係) クロスボウのインターネット上の取引について、個人間の売買を含め、法第 21条の2に違反する譲渡しが行われていないか、関係事業者とも協力の上、サ イバーパトロール等により監視するとともに、違法行為に対し厳正な取締りを 行うこと。
- (4) クロスボウの輸入時の取締り(別添3の四及び別添4の三関係) クロスボウの輸入について、関税法(昭和29年法律第61号)に基づく措置に 関し税関と緊密な連携を図るほか、クロスボウの不法所持に対し厳正な取締り を行うこと。

1 O

砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。 次中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

ルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。 砲」を「銃砲等」に改め、 は第五条の三の二第一項」を加え、「第四号の二の二」を「第四号の四」に改め、同項第二号の二中「銃 以下同じ。) (以下「銃砲等」という。)」を加え、同項第二号中「第五条の三第一項」の下に「若しく によつて矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネ 第二条第一項中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第二項中「みね」を「峰」に改める。 第三条第一項中「、銃砲」の下に「若しくはクロスボウ(引いた弦を固定し、これを解放すること 同項第三号中「変装銃砲刀剣類」を「変装銃砲刀剣類等」に、「銃砲又は」

官

の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃 という。)が、第十条第二項第二号の二に規定する場所において、第四条第一項第五号の三の規定の九 第九条の十六第一項の規定による資格の認定を受けた者(以下「クロスボウ射撃資格者」 する場合 の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持 による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能

項第四号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

[第四号の八]に改め、同項第四号の六中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同号を同

「銃砲等又は」に改め、同項第四号中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に、「第四号の六」を

四号の五」を「第四号の七」に、「第四号の六」を「第四号の八」に改め、同号を同項第四号の五とし、 同項第四号の二の二を同項第四号の四とし、同項第四号の二中「第四号の四」を「第四号の六」に改 第三条第一項中第四号の五を第四号の七とし、第四号の四を第四号の六とし、同項第四号の三中|第 同号を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

又は第六条の規定による許可を受けて所持するクロスボウを所持する場合 び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。)が第十条第二項第二号の の二(第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員(第四号の九、第四条第一項第五号の三及 二に規定する場所においてクロスボウによる射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が第四条

義偉

けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者

を業務のため所持する場合 くは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該クロスボウ販売事業者が輸入したもの 四条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若し (以下「クロスボウ販売事業者」という。)がクロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、 第

ら第十五号まで及び」に改める。 六、第四号の七」に、「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第四項中「及び第十三号並びに」を「か

中「けん銃」を「拳銃」に改め、同項第五号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改める。 号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同項第三号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、 第三条の二第一項中「、けん銃」を「、拳銃」に、「けん銃部品」」を「拳銃部品」」に改め、同項第一 同項第四号

号から第五号の二までの規定中「けん銃実包」を「拳銃実包」に改め、同項第六号中「射撃指導員」 を「猟銃等射撃指導員」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に改め、同項第七号から第十一号までの規

等」を「拳銃等」に改める。 「けん銃

を「拳銃部品」に改め、同条第三号中「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃部品」を 改め、同条第四号及び第五号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、 「拳銃の」に、「けん銃部品 第三条の五中「、けん銃部品」を「、拳銃部品」に改め、同条第一号及び第二号中 」を「拳銃部品」に改める。 同条第六号中 - 「けん銃の」を 「拳銃部品」に 「けん銃部品」

第三条の六中「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。

を「拳銃部品」に改める。

第三条の十二中

「けん銃実包」

を

「拳銃実包」

に改める。

第三条第一項第六号中「変装銃砲刀剣類」を「変装銃砲刀剣類等」に改め、 同項第九号の次に次の

クロスボウを同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託を受けた者がその委託に係る

第一項第二号の政令で定める銃砲の販売を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。) 救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条 の販売を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。)又は第四条」を「次号に規定する が捕鯨用標識銃等製造事業者」に、「第四条」を「同条」に改め、同項中第十三号を第十五号とし、 標識銃等製造事業者」を「事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃 捕鯨用標識銃等販売事業者又は同条」に改め、同項第十二号中「捕鯨用標識銃等販売事業者が捕鯨 十二号の次に次の二号を加える。 第三条第一項第十一号中 「事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てこれらの銃砲 第

十三 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの製造を業とする者 をする場合にあつては、次号に規定するクロスボウ販売事業者又は第四条の規定による許可を受 (以下「クロスボウ製造事業者」という。)がその製造に係るもの(クロスボウ製造事業者が修理

「同号」を「これら」に改め、同条第三項中「第一項第四号の四、第四号の五」を「第一項第四号の第三条第二項中「第四条第一項第二号」の下に「又は第二号の二」を加え、「銃砲」を「銃砲等」に、

定中「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。 第三条の四中「、けん銃」を「、拳銃」に、「けん銃等」」を「拳銃等」」に改め、 第三条の三第一項中「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃実包」」を「拳銃実包」」に改め、 同条各号中

第三条の十一中 第三条の八中「けん銃部品」を 第三条の七中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。 第三条の十中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。 第三条の九中 「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。 「けん銃部品」 「拳銃部品」 に改める。

官

「銃砲」を 一けん銃等」 「銃砲等」に改める。 を「拳銃等」に改める。

除く。)」を は第五号の三」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。 第四条第一項中「する銃砲」 「若しくは空気銃 (空気拳銃を除く。)又はクロスボウ」に改め、「第五号の二」の下に「又 を「する銃砲等」に改め、同項第一号中「又は空気銃(空気けん銃を

動物麻酔又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なクロスボウを所持しようとする

気拳銃」に改め、 銃射撃競技」を「拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技」に、「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空 銃等射撃指導員」に改め、同号の次に次の一号を加える。 第四条第一項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、 同項第五号中「けん銃」を「拳銃」に改め、 同項第四号中「けん銃射撃競技又は空気けん 同項第五号の二中「射撃指導員」を「猟 3 2

五の三 クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに るクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの 所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に従事す 4

を「その」に改め、「従業者に」の下に「第一項各号に規定する用途に供するため」を加え、「銃砲」を 第十号並びに同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第五項中「第一項に掲げる業務のため」 「銃砲等」に、「おいては」を 「ものとする」を加える。 第四条第一項第八号中「銃砲」を「銃砲等」に、「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同項第九号及び 「おける同項の規定による許可については」に改め、「ならない」の下に

第四条の二第一項第二号及び第三号中「銃砲」 「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改める。 を「銃砲等」に改め、同条第二項中「又は空気銃」

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、 四条の四第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条に次の一項を加える その所持する

措置として内閣府令で定めるものを執ることを命ずることができる。 クロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、 めるところにより、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための 内閣府令で定

砲等」に改め、同条第三項中「変装銃砲刀剣類」を「変装銃砲刀剣類等」に、「銃砲に」を「銃砲等に」 項若しくは第七項」に改め、同項第九号中「又は第六項」を「、第六項又は第七項」に、「銃砲」を「銃 は第十条の八」を「、第十条の八又は第十条の八の二」に改め、同条第五項中「銃砲」を「銃砲等」 に改め、同条第四項本文中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項ただし書中「銃砲」を「銃砲等」に、「又 第五条第一項第三号中「銃砲」を 「銃砲等」に改め、同項第七号中「若しくは第六項」を「、第六

銃射撃競技」を「空気拳銃射撃競技」に改め、同条に次の一項を加える。 同条第六項中「が空気けん銃」を「が空気拳銃」に、「空気けん銃の」を「空気拳銃の」に、「空気けん 六号中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、 「次の」の下に「各号の」を加え、同条第二項第三号中「銃砲、」を「銃砲等、」に改め、同条第三項第 第五条の二の見出し中「及び空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同条第一項中

する者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようと

一第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算

者 クロスボウの取扱いに関し、 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める

1 1

(クロスボウの取扱いに関する講習会)第五条の三第一項中「許可の」を「当該許可の」に改め、 同条の次に次の一条を加える

る者で、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするもの又は第七 「五条の三の二 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有 に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。 条の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受講者として、 次に掲げる事 項

クロスボウの所持に関する法令

クロスボウの使用、保管等の取扱い

了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、 その課程を修

滅失した場合においては、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て講習修了証明生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が 書の書換え又は再交付を受けることができる。 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を

を政令で定める者に行わせることができる。 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、 第一項の講習会の開催に関する事務の 部

条第三項」を「第五条の三第三項」に改める。 第五条の四第一項ただし書中「及び第六項」 を \_ 第六項及び第七項」に改め、 同条第三項中 前

第六条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

持の許可をするとき」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換」を「書換え」規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定によるクロスボウの所 に改める。 第七条第一項ただし書中「又は空気銃」を「若しくは空気銃」に改め、「とき」の下に「又は同号の

は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改める。 第七条の二の見出し及び同条第一項並びに第七条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「又

撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同号の次に次の一号を加える。 て」を「基づいて」に改め、同項第四号及び第五号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第七号中「射第八条第一項第一号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に、「基い

七の二 第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けた者が第九条の三の二第二項の規定によ りクロスボウ射撃指導員の指定を解除された場合

等販売事業者」の下に「、クロスボウ販売事業者」を加え、同条第九項及び第十項中「銃砲」を「銃でい第七項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第八項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、捕鯨用標識銃 砲等」に改める。 「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第六項及第八条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中

部品」を「拳銃部品」に改め、同条第三項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「けん銃の」を「拳銃第八条の二第一項及び第二項中「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃 の」に、「けん銃に」を「拳銃に」に改め、同条第四項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改める。 第九条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「、クロスボウ

販売事業者」を加え、「ともに」を「共に」に改め、 同条第三項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「、クロスボウ販売事業者」を加える。 又はクロスボウ」に改め、「猟銃等販売事業者又は」の下に「クロスボウ販売事業者若しくは」を加え、 第九条の三の見出しを「(猟銃等射撃指導員)」に改め、同条中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」 同条第二項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃

に改め、同条の次に次の一条を加える。 (クロスボウ射撃指導員)

第九条の三の二 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府 とができる 令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定するこ

官

3 2 5 第一項の申請の手続その他クロスボウ射撃指導員の指定に関して必要な事項は、た場合においては、その指定を解除することができる。 都道府県公安委員会は、クロスボウ射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつ

内閣府令で定め

第九条の九第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、 第九条の四第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第二号中「射撃指導員として 「猟銃等射撃指導員として」に改める。

を「猟銃等射撃指導員として」に改める。 同項第二号中「射撃指導員として」

指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同条の次に次の一条を加える。 第九条の十三中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改める。 「第三条第一項第四号の六」を「第三条第一項第四号の八」に、

、「射撃

3

2

条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該安委員会は、その者が第五条(第二項から第四項までを除く。)の許可の基準に適合しないため第四公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公けて当該許可に係るクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県 の選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受 にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウ 所において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下 する者 (第五条の二第七項第一号に掲げる者に限る。)のうち、次条第二項第二号の二に規定する場 (クロスボウ射撃資格の認定) する場合を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなければならない。 第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者又は受けようと 5 4

2 と認められる者」と、「教習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるも適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しない の認定を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第五条の四第規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付を受けた者について、第九条の五第三項の規定は前項の3 第四条の二の規定は前項の認定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は前項の 項ただし書に規定する者」とあるのは「第五条(第二項から第四項までを除く。)の許可の基準に

項第一号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「銃猟」を「これらを使用して鳥第十条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項中「銃砲を」を「銃砲等を」に改め、同 3 なければ、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウを使用させてはならない。 クロスボウ射撃指導員は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格認定証を提示した場合で

水曜日

二の二 第四条第一項第一号又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者が、危害獣の捕獲又は殺傷」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。 途に供するため当該許可に係るクロスボウで射撃をする場合 予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものにおいて、当該許可に係る用

砲」を「銃砲等」に改め、同条第四項中「銃砲」を「銃砲等」に、「おおい」を「覆い」に改め、同条第十条第二項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に、「前二号」を「前三号」に改め、同条第三項中「銃 て」を「装塡して」に改める。 第五項中「銃砲」を「銃砲等」 に、「又は金属性弾丸」を「若しくは金属性弾丸又は矢」に、「装てんし

令和 3 年 6 月 1 6 日

第十条の三(見出しを含む。)中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

までの規定中「銃砲」を「銃砲等」に改める。 八」を「、第十条の八又は第十条の八の二」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項から第四項第十条の四の前の見出し中「銃砲等」の下に「及び実包等」を加え、同条第一項中「又は第十条の

第三号中「空気けん銃」を「空気拳銃」に改め、同条第二項中「けん銃」を 銃部品」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に改め、同項第二号中「けん銃」を「拳銃」に改め、 第十条の六第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改める 第十条の五第一項中「けん銃(」を「拳銃(」に、「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳 「拳銃」に改める。 同項

第十条の八の次に次の一条を加える。

第十条の八の二 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はク クロスボウの保管を委託することができる。 ロスボウを保管することを業とするもの(以下「クロスボウ保管業者」という。)に当該許可に係る ロスボウ射撃指導員で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けてク

を受けて保管するクロスボウ」と読み替えるものとする。 第九条の七第二項から第四項までの規定は、クロスボウ保管業者について準用する。この場合に いて、これらの規定中「教習用備付け銃」とあるのは、「第十条の八の二第一項の規定により委託

内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。 よる命令に応じなかつたときは、その者に対し、当該業務の廃止を命じ、 都道府県公安委員会は、クロスボウ保管業者が前項において準用する第九条の七第三項の規定に 又は六月を超えない範囲

る都道府県公安委員会に届け出なければならない。 クロスボウ保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄す

第一項及び前項の届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める

三条第一項第四号の八」に改める。 第十条の九第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項中 「第三条第一項第四号の六」を

0 九項とし、同条第七項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次 事業者」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項を同条第 同条第九項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「、クロスボウ販売 員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同条第十一項中「第七項又は第八項」を「第八項又は第九項」 同条第五項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同条第六項中「射撃指導 し、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項を同条第十一項とし、 に、「銃砲」を「銃砲等」に、「第十一条第九項」を「第十一条第十項」に改め、同項を同条第十二項と 第十一条第三項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第四項中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、 一項を加える。

かつたことが証明された場合は、この限りでない。ロスボウ射撃指導員がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らな該クロスボウ射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該クリの監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持した場合には、都道府県公安委員会は、当員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持した場合には、都道府県公安委員会は、当 クロスボウ射撃資格者が第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導

を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第五項中「けん銃部品」を「拳銃部品」 に、「けん銃を」を「拳銃を」に、「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、 に改め、同条第六項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「銃砲」を に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第四項中「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃に」 同条第三項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃に」を「拳銃 を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「前条第八項」 第十一条の二第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃に」 「銃砲等」に改める。

第十二条第一項及び第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

第十三条の二中「(第一項」の下に「及び第七項」を加える。 第十三条中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「銃砲」 を 「銃砲等」に改める。

を「拳銃及び」に、「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「けん銃を」を「拳 砲等」に、「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改め、同条第三項中「けん銃の」を に、「けん銃に」を「拳銃に」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第四項中 第十三条の三の見出し及び同条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項中「銃砲」 |を|銃

を「銃砲等」に改める。

官

四号の五、第八号若しくは第十二号」を「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者」に、「銃砲」を「銃砲等」に、「第四号の四、第第二十一条の二第一項中「若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者」を「、捕鯨用標識銃等販売事業者、 十二号」を「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」に改める。 「模造拳銃」に、「けん銃に」を「拳銃に」に改める。 第二十二条の二の見出し中「模造けん銃」を「模造拳銃」に改め、 .号」に改め、同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に、「第四号の四、第四号の五、第八号若しくは第 同条第一項中「模造けん銃」

第二十二条の三第一項中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第二十三条中「銃砲」を「銃砲等」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「もより」を「最寄り」に

第二十三条の二中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「銃砲」を 「銃砲等」に改める。

に改め、同条第七項中「銃砲若しくは」を「銃砲等若しくは」に、「当該銃砲」を「当該銃砲等」に改善第二十四条の二第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」 同条第八項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

を「銃砲等」に、「とる」を「執る」に改め、同条第六項中「銃砲」を「銃砲等」に、「取扱」を「取扱改め、同条第四項中「銃砲」を「銃砲等」に、「、第一項」を「、同項」に改め、同条第五項中「銃砲」 を「いずれかに」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「銃砲等」に 第二十五条の見出し及び同条第一項本文中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項ただし書中「一に」

を「速やかに」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め 第二十六条第一項及び第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第三項ただし書中「すみやかに」 第二十七条の見出し及び同条第一項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同条第二項中「掲げ

る銃砲」を「掲げる銃砲等」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号及び同条第三項中

- 「銃砲」

管場所について、第十条の八の二第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準 第二項中「を調査する」を「、若しくはクロスボウ保管業者が委託を受けてクロスボウを保管する保 に適合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する」に改める。 第二十七条の三の見出し中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条中「けん銃等」を「拳銃等」に、 第二十七条の二第一項中「猟銃等保管業者」の下に「若しくはクロスボウ保管業者」を加え、 同条

等の」に、「銃砲に」を「銃砲等に」に改め、同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。 第二十八条第一項中「銃砲(火なわ式銃砲等」を「銃砲等(火縄式銃砲等」に、「銃砲の」 を 「銃砲

「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。

第三十一条第一項及び第三十一条の二第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」第二十九条第一項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。 に改

に改め、同条第二項中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。 第三十一条の三第一項中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」 を 「場合には、当該違反行為をした者」

第三十一条の四第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める

第三十一条の五中 「けん銃等」を 「拳銃等」に改める。

「けん銃等」を 「拳銃等」に、「者」を 「場合には、 当該違反行為をした者」 に改

反行為をした者」に改める。 第三十一条の七第一項、第三十一 条の八及び第三十一条の九第一項中 者 を「場合には、

当該違

3 第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して拳銃等又は猟銃を発から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第四号を削り、同条に次の一項を加える。第三十一条の十一第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号第三十一条の十中「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。

射した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改める。 第三十一条の十五中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」第三十一条の十三中「提供した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。第三十一条の十二中「予備をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。 に

を

中「銃砲(けん銃等」を「銃砲等(拳銃等」に、「第五号」を「第三項」に、「者」を「とき。」に改め、 条に次の一項を加える。 き。」に改め、同項第五号を削り、 同項第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同項第四号中「銃砲」を「銃砲等」に、「者 第三十一条の十六第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第 同項第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第五号とし、 を 同 と

第十条第二項 (第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して銃砲等を発射した者

3

に改め、同項第一号及び第二号中「けん銃実包」を「拳銃実包」に、「者」を「とき。」に改め、同項第、銃実包」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は「び第二号中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「とき。」に改め、同項第三号中「けん銃実包」を「拳び第二号中「けん銃等」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及第三十一条の十七第一項中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「場合には、当該違反行為をしたは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 に改める。 三号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四項中「者は」を「場合に は、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「者」を「とき。」

第三十一条の十八中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を同条第二項

第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場とし、同条に第一項として次の一項を加える。 合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

十条の八の二第三項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「者」を 品」を「拳銃部品」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十条の八第三項」の下に 「とき。」に改める。 第三十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「けん銃 「又は第一」「以ん銃部

き。」に改め、同条第二号中 第三十三条中「者は」を 「銃砲」を「銃砲等」に、「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を 「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中 · [とき。] に

に改め、同条第五号中「及び第十条の八第二項」を「、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項しくは第九項」に、銃砲」を「銃砲等」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」四条の四第三項の規定による命令」を加え、「第十一条第七項若しくは第八項」を「第十一条第八項若四条の四第三項の規定による命令」を加え、「第十一条第七項若しくは第八項」を「第十一条第八項若 反したとき」に、「者を除く。)」を「場合を除く。)。」に改め、同条第三号中「打刻命令」の下に「、第条の十六第三項」を加え、「第二十一条に」を「これらの規定を第二十一条に」に、「違反した者」を「違 を「、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項」に改め、「第九条の十一第三項」の下に「、第九第二号中「第九条の十第三項」の下に「及び第九条の十六第二項」を加え、「及び第十条の八第二項」条の十第三項」を「 、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「及び第九 砲」を「銃砲等」に、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「者」を「とき。」に改める。 に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号の二及び第六号中 「者」を「とき。」に改め、同条第七号中

項」に、「第三十一条の十八第一号」を「第三十一条の十八第一頁」こ女りる。項」に、「第三十一条の十六第一項第一号から第四号まで若しくは第六号」を項」に、「第三十一条の十八第一号」と 第三十七条第一項中「第三十一条の十一第一項第一号から第三号まで」を 「第三十

則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。 (特定クロスボウ所持者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にクロスボウ(この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法 下この条及び次条において「特定クロスボウ所持者」という。)については、この法律の施行の日か下「新法」という。)第三条第一項に規定するクロスボウをいう。以下同じ。)を所持している者(以8二条 この法律の施行の際現にクロスボウ(この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以 期間内に特定クロスボウ(特定クロスボウ所持者がこの法律の施行の際現に所持しているクロスボ ら起算して六月を経過する日までの間(以下「経過期間」という。) (特定クロスボウ所持者が経過 者の従業者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)につ する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定クロスボウ所持 持の許可の申請をしたときは、当該届出又は申請をした時までの間)は、当該特定クロスボウに関 第一項の規定による届出をして同条第二項において準用する銃砲刀剣類所持等取締法第九条の七第 は第十四号の規定による届出をして当該届出に係る業務のため所持するとき、新法第十条の八の二 ウをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)について、新法第三条第一項第十三号若しく 一項の規定による保管のため所持するとき、又は新法第四条の規定による当該特定クロスボウの所

2 特定クロスボウをそれぞれ輸出又は廃棄のため所持するものについては、経過期間は、 ロスボウに関する限り、新法第三条第一項の規定は、 業者についても、同様とする。 特定クロスボウ所持者から特定クロスボウについて輸出又は廃棄の取扱いを委託された者で当該 適用しない。この場合において、当該者の従 当該特定ク

3 の六第一項、第十条の八の二第一項、第二十一条の二第二項、第二十三条の二並びに第二十六条第5 前二項の場合においては、新法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条の四、第十条 準用する。この場合において、新法第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合そ しくは特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者」と読み替えるものとす 第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」とあるのは「若しくは第十四号若 いて準用する第十条の四」と、「これら」とあるのは「同条」と、新法第二十一条の二第二項中「、 新法第十条の六第一項中「第十条の四又は第十条の五」とあるのは「改正法附則第二条第三項にお 第十条の八の二」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和三年法律第六 の他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「は、次の各号のいずれかに該当す 十九号。以下「改正法」という。)附則第二条第三項において準用する第十条の八の二第一項」と、 する場合を除き、当該」とあるのは「当該」と、新法第十条の四第一項中「次条、第十条の八又は る場合を除いては、」とあるのは「は、」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当 項、第二項及び第五項の規定は、前二項に規定する者が特定クロスボウを所持する場合について

水曜日

(特定クロスボウの所持の許可の申請をした者に関する経過措置)

令和 **3** 年 **6** 月 **1 6** 日

ボウ所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該申請をした時において、 なす。この場合において、新法第四条の四第一項及び第三項、第七条第一項、第九条並びに第二十 当該特定クロスボウについて当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみ 条第一項及び第二項の規定は、適用しない。 経過期間内に特定クロスボウについて新法第四条の規定による許可の申請をした特定クロス

2 七項の規定は、 前項の特定クロスボウ所持者がした同項の申請に係る許可の処分については、 適用しない 新法第五条の二第

- 法第五条の三の二第一項の講習会を開催するものとする。四条第一項第一号の規定による許可に限る。次項において同じ。)を受けたものを受講者として、 都道府県公安委員会は、その管轄区域内に住所を有する者で、第一項の申請に係る許可(新法第 新
- は、当該許可を取り消すものとする。 て六月を経過する日までに新法第五条の二第七項各号のいずれかに該当するに至らなかった場合 都道府県公安委員会は、第一項の申請に係る許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算し

5

項」と読み替えるものとする。 の処分を受けた日」と、「第十一条第十項」とあるのは「同条第五項において準用する第十一条第十 第九項」と、「許可が取り消された日」とあるのは「改正法附則第三条第一項の申請について不許可 と、同条第十二項中「第八項又は第九項」とあるのは「改正法附則第三条第五項において準用する 五項において準用する前項」と、「許可が取り消された者」とあるのは「不許可の処分を受けた者」 正法」という。)附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受け、かつ、改正法附則第三条第 とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十九号。 ていた者」とあるのは「当該申請をした者」と、同条第十項中「許可が取り消され、かつ、前二項」 て不許可の処分をした場合について準用する。この場合において、同条第九項中「当該許可を受け 新法第十一条第九項、第十項及び第十二項の規定は、都道府県公安委員会が第一項の申請につい 以下「改

(射撃指導員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(次項において「旧法」 条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした猟銃等射撃指導員の指定とみなす。 という。)第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした射撃指導員の指定は、 新法第九

2 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対してされている旧法第九条の三第 都道府県公安委員会に対してされた新法第九条の三第一項の申請とみなす。 項 の申

請

(クロスボウ射撃指導員の指定の申請をした者に関する経過措置)

第五条 経過期間内に新法第九条の三の二第一項の指定の申請をした者については、 処分が行われるまでの間は、同項の指定を受けたものとみなす。 当該申請に係る

(罰則)

第六条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第二項の規定に違反して特定クロスボウを発 射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲 役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定クロス **第八条** 附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反 した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 ボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万

第十条 附則第六条から前条までの罪を犯した者には、 ることができる。 情状により、 各本条の懲役及び罰金を併科す

円以下の罰金に処する。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金

ら第三項までの規定に違反したとき 附則第二条第三項において準用する新法第十条第四項若しくは第五項又は第十条の四第 一項か

三 附則第三条第五項において準用する新法第十一条第九項の規定による提出命令に応じなかった 届出をしたとき 附則第二条第三項において準用する新法第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の 官

15

業務に関し、附則第八条、第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法 人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 (政令への委任)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)

(罰

第十四条 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 (出入国管理及び難民認定法の一部改正) 第一条ノ二第一項中「銃砲」の下に「若ハクロスボウ」を加える。

第十五条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正す

第十六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) の一部を次のように改正する。 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) 第五条第一項第八号中「定める銃砲」の下に「、クロスボウ」を加える。

三十一条の十八第一項」に改める。 別表第三第四十二号中「第三十一条の十一第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。 内閣総理大臣 菅

別表第二第二十二号中「銃砲等」の下に「又は刀剣類」を加え、「第三十一条の十八第一号」を「第

法務大臣 上川 陽子

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 新旧対照条文

$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70	○ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

チメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角の先端部が丸みを帯び、かつ、峰の上における切先から直線で一セン刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつて峰イフ(刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃したいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナ	、 以 あ 上 も	目次 第一章 (略) 第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可(第四条―第十三条の四) 第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可(第四条―第十三条の四) 第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可(第四条―第十三条の四) 第二条 この法律において「銃砲」とは、拳銃、小銃、機関銃、砲、猟 (定義) 令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の 令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の	改正案
センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上ねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で一刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみイフ(刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃したいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナ	<b>以</b> は	France   Proceeding   Proceded   Proceded   Proceded   Proceded   Proceeding   Proceded   Proceded	現

度で交わるものを除く。)をいう。

(所持の禁止

第三条 若しくはクロスボウ て矢を発射する機構を有する弓のうち、 何人も、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 (引いた弦を固定し、 内閣府令で定めるところによ これを解放することによつ 銃砲

り測定した矢の運動エネルギーの値が ものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。 人の生命に危険を及ぼし得る 以下同じ。

(以下「銃砲等」という。) 又は刀剣類を所持してはならない。

- 三第一項若しくは第五条の三の二第 号の二において「技能講習」という。 号において「技能検定」という。)の用に供するため、第五条の五 項の技能検定(第三号の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五 第五十一条第四項の講習の教材の用に供するため、 理並びに狩猟の適正化に関する法律 衆の観覧に供するため所持する場合 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、第五条の 項の講習 (第四号の四並びに第三条の三第一項第二号及び第五 (平成十四年法律第八十八号) 一項若しくは鳥獣の保護及び管 )の用に供するため、又は公 第五条の四第
- 係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該銃砲等又は刀剣類 を当該職務のため所持する場合 前二号の所持に供するため必要な銃砲等又は刀剣類の管理に
- 後変装銃砲刀剣類等 第四条又は第六条の規定による許可を受けたもの (つえその他の銃砲等又は刀剣類以外の物と誤 (許可を受けた

'角度で交わるものを除く。) をいう。

(所持の禁止

第 又は刀剣類を所持してはならない。 三条 何人も、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 銃

砲

#### (略)

- 」という。 法律 三第一項若しくは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能講習 に第三条の三第一項第二号及び第五号において「技能検定」という する場合 の用に供するため、第五条の四第一項の技能検定(第三号の二並び )の用に供するため、第五条の五第一項の講習(第四号の二の二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、 (平成十四年法律第八十八号) )の用に供するため、 又は公衆の観覧に供するため所持 第五十一条第四項の講習の教材 第五条の
- 二の二 前二号の所持に供するため必要な銃砲又は刀剣類の管理に係 る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該銃砲又は刀剣類を当 該職務のため所持する場合
- 三 後変装銃砲刀剣類 第四条又は第六条の規定による許可を受けたもの (つえその他の銃砲又は刀剣類以外の物と誤認さ (許可を受けた

|の二 (略)| じ。)としたものを除く。)を当該許可を受けた者が所持する場合| じ。)としたものを除く。)を当該許可を受けた者が所持する場合| 認させるような方法で変装された銃砲等又は刀剣類をいう。以下同

£

四の二 導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持す 定する場所においてクロスボウによる射撃の指導を行うため当該指 クロスボウ射撃指導員」という。 るクロスボウを所持する場合 第四条第一項第五号の三及び第八条第 第九条の三の二第 項のクロ スボウ射撃指導員 が第十条第二 項第七号の 一項第一 二号 二において (第四号の九 の二に規

四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員」という。)が第九条の五第一項の射撃教習(以下この号及び第三条という。)が第九条の五第一項の射撃教習(以下この号及び第三条は射撃教習を受ける者が当該射撃教習」という。)を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習」という。)を行うため、又の三第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四面)を所持する場合

四の四四

略

の二の二

略

としたものを除く。)を当該許可を受けた者が所持する場合せるような方法で変装された銃砲又は刀剣類をいう。以下同じ。)

三の二 (略)

兀

る許可を受けて所持する猟銃又は空気銃を所持する場合 第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第六号及び第 第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第六号及び第 第九条の三第一項の射撃指導員 (第四号の六、第三条の三第一項

(新設)

四の二 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員(次号、第三条の四の二 第九条の四第一項第二号の教習用備付け銃(第四号の四及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。)を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習」という。)を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習」という。)を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習」という。)を行うため、又の三第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。)を所持する場合

四の五 受けて練習用備付け銃を所持する場合 指導の下に当該射撃練習を行うため、 条の十一第三項において 項において準用する第九条の四第三項、 する場合 び第九条の十第一項において「練習用備付け銃」という。)を所持 八第三項、 係る指導若しくは助言を行うため、 号及び第九条の九第一項第二号において「射撃練習」という。)に 第九条の十第一項の射撃練習 第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。)が る者が当該射撃練習を行うため第九条の十一第二項の練習用備付け 第九条の十一第三項の規定による指名を受けた練習射撃指導員の (以下この号、 第四条第一項第五号の二、第五条の二第六項、第九条の九第二 第九条の九第一 (第九条の十五第一項第一号の年少射撃資格者 第九条の九第二項において準用する第九条の四第三項及 第四号の七、 項第二号の練習射撃指導員(以下この号及び 「年少射撃資格者」という。)にあつては (以下この号、 第三条の三第一項第八号、第九条の 又は射撃練習を行うことができ 当該練習射撃指導員の監督を 第九条の十第一項及び第九 第三条の三第一項第八 (第四号の

## 四の六・四の七 (略)

許可に係る空気銃を所持する場合撃競技に参加するため、当該猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の指導の下に空

下「クロスボウ射撃資格者」という。)が、第十条第二項第二号の四の九 第九条の十六第一項の規定による資格の認定を受けた者(以

四の三 指導の下に当該射撃練習を行うため、 号及び第九条の九第一項第二号において「射撃練習」という。)に 第九条の十第一項の射撃練習 第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。 受けて練習用備付け銃を所持する場合 条の十一第三項において 項において準用する第九条の四第三項、 する場合(第九条の十五第一項第一号の年少射撃資格者 び第九条の十第一項において「練習用備付け銃」という。 八第三項、 銃 る者が当該射撃練習を行うため第九条の十一第二項の練習用備付 係る指導若しくは助言を行うため、 第九条の十一第三項の規定による指名を受けた練習射撃指導員 (以下この号、 第四条第一項第五号の二、第五条の二第六項、第九条の九第二 第九条の九第一 第九条の九第二項において準用する第九条の四第三項及 第四号の五、 項第二号の練習射撃指導員(以下この号及び 「年少射撃資格者」という。)にあつては (以下この号、 第三条の三第一項第八号、 又は射撃練習を行うことができ 当該練習射撃指導員の監督 第九条の十第一項及び第九 第三条の三第一項第八 (第四号の を所持 第九条の

## 四の四・四の五(略)

気銃を所持する場合 四の六 年少射撃資格者が、指定射撃場において、第四条第一項第五四の六 年少射撃資格者が、指定射撃場において、第四条第一項第五

(新設

スボウを所持する場合
こに規定する場所において、第四条第一項第五号の三の規定による二に規定する場所において、第四条第一項第五号の三の規定による

#### 五 (略)

く。)を所持する場合 、 第十四条の規定による登録を受けたもの(変装銃砲刀剣類等を除

### 七~九 (略)

する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合を受けた者がその委託に係るクロスボウを同条第二項において準用九の二 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託

#### 十 (略)

されたものに限る。)を業務のため所持する場合 業者又は同条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託 修理をする場合にあつては、 定める銃砲の製造を業とする者 用標識銃、救命索発射銃、 という。)がその製造に係るもの 綱索発射銃、 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨 運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で 救命用信号銃、 次号に規定する捕鯨用標識銃等販売事 (以 下 (捕鯨用標識銃等製造事業者が 「捕鯨用標識銃等製造事業者 建設用びよう打銃、 建設

#### 五 (略)

。)を所持する場合 第十四条の規定による登録を受けたもの(変装銃砲刀剣類を除く

七~九 (略)

(新設)

#### - (略)

用綱索発射銃、 用標識銃、救命索発射銃、 受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のた 安委員会に届け出てこれらの銃砲の販売を業とする者(以下「捕鯨 修理をする場合にあつては、 定める銃砲の製造を業とする者 め所持する場合 用標識銃等販売事業者」 という。)がその製造に係るもの 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨 運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で という。 救命用信号銃、 事業場の所在地を管轄する都道府県公 (以 下 又は第四条の規定による許可を (捕鯨用標識銃等製造事業者が 「捕鯨用標識銃等製造事業者 建設用びよう打銃、 建設

2 十五. 十四四 る。 業者、 のを業務のため所持する場合 規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限 ら譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したも 措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体か 定める銃砲の販売を業とする者 用標識銃、 第四条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、 合にあつては、 スボウの製造を業とする者 する場合 ればならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたも 定による許可を受けて所持する者 スボウの販売を業とする者 という。 又は当該クロスボウ販売事業者が輸入したものを業務のため所持 綱索発射 がその製造に係るもの 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロ がクロスボウ製造事業者 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロ (略) 同条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の を業務のため所持する場合 銃、 救命索発射銃 が捕鯨用標識銃等製造事業者 次号に規定するクロスボウ 運動競技用信号銃又は第四条第 救命用信号銃 。 以 下 (以 下 (クロスボウ製造事業者が修理をする場 クロスボウ販売事業者 (以 下 「クロスボウ製造事業者」という 「クロスボウ販売事業者」という 第八条第六項 「捕鯨用標識銃等販売事業者 、販売事業者又は第四条の 建設用びよう打銃 捕鯨用標識銃等販売事 項第 の措置を執らなけ 一号の政令で 第四条の規 動物麻 建設 2 (新設) (新設) 者、 用標識銃等販売事業者、 第四条第一項第二号の規定により人命救助、 事業者が輸入したものを業務のため所持する場合 くは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売 第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若し 略 第四条の規定による許可を受けて所持する

事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨

+ -

捕鯨用標識銃等販売事業者が捕鯨用標識銃等製造事業者、

動物麻酔、

と殺又は漁

きる。 業務のための所持についてこれらの規定による許可を受けたものにあ 地 又は当該産業の作業に従事する者 砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、 を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することがで 出たものに限る。 つては、 という。) (法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の と殺又は漁業、 当該事業場の所在地)を管轄する都道府県公安委員会に届け は、 第十一条第三項において「人命救助等に従事する者 前項の規定にかかわらず、 建設業その他の産業の用途に供するため必要な銃 (許可を受けた者があらかじめ住所 許可に係る銃砲等を許可 動物麻酔、 と殺

- 号に定める場合に含まれるものとする。 
  当該各号に規定する者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。)がそれぞれする者の使用人(当該各号に規定する者があらかじめ事業場の所在地する第一項第四号の六、第四号の七及び第七号から第十五号までに規定
- 公安委員会への届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める。 4 第一項第十一号から第十五号まで及び前二項の規定による都道府県

務のため所持する場合 法令に基づき職務のため拳銃を所持することができる者がその職

(略)

業、 づいて業務上使用するために所持することができる。 項の規定にかかわらず、 業に従事する者(許可を受けた者があらかじめ住所地 十一条第三項において「人命救助等に従事する者」という。)は、 の所在地)を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。 について同号の規定による許可を受けたものにあつては、 又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持 を受けた者の監督の下に人命救助、 建設業その他の産業の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可 許可に係る銃砲を許可を受けた者の指示に基 動物麻酔、 と殺又は当該産業の作 (法人の代表者 当該事業場 第 前

号に定める場合に含まれるものとする。 第一項第四号の四、第四号の五及び第七号から第十三号までに規定3 第一項第四号の四、第四号の五及び第七号から第十三号までに規定3

安委員会への届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める。4 第一項第十一号及び第十三号並びに前二項の規定による都道府県公

職務のため所持する場合 法令に基づき職務のためけん銃を所持することができる者がその

(略)

う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃部品を当該職務のため所持 する場合 前二号の所持に供するため必要な拳銃部品の管理に係る職務を行

兀 可に係る拳銃に取り付けて使用するため所持する場合 第四条又は第六条の規定による拳銃の所持の許可を受けた者が許

五. 持する場合 がその委託に係る拳銃部品を同条第二項の規定により保管のため所 第十条の五第一項の規定による拳銃部品の保管の委託を受けた者

六 (略)

2 • (略)

第三条の三 実包のうち拳銃に使用することができるものとして内閣府令で定める (以下「拳銃実包」という。) を所持してはならない。 何人も、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

- 拳銃実包をその職務のため所持する場合 法令に基づき職務のため銃砲を所持する者が当該銃砲に適合する
- 合する拳銃実包をこれらの職務のため所持する場合 するため銃砲を所持する国又は地方公共団体の職員が当該銃砲に適 試験若しくは研究のため又は技能検定若しくは技能講習の用に供
- 務のため所持する場合 係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃実包をその職 前二号又は第十一号の所持に供するため必要な拳銃実包の管理に
- 兀 よる銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合する拳銃 第四条第一項第一号、 第三号若しくは第四号又は第六条の規定に

三 行う国又は地方公共団体の職員が当該けん銃部品を当該職務のため 所持する場合 前二号の所持に供するため必要なけん銃部品の管理に係る職務を

兀 許可に係るけん銃に取り付けて使用するため所持する場合 第四条又は第六条の規定によるけん銃の所持の許可を受けた者が

Ŧī. 者がその委託に係るけ め所持する場合 第十条の五第一項の規定によるけん銃部品の保管の委託を受けた ん銃部品を同条第二項の規定により保管のた

六 略)

2 • (略)

第三条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 るもの(以下「けん銃実包」という。)を所持してはならない。 実包のうちけん銃に使用することができるものとして内閣府令で定め 法令に基づき職務のため銃砲を所持する者が当該銃砲に適合する

- けん銃実包をその職務のため所持する場合
- するため銃砲を所持する国又は地方公共団体の職員が当該銃砲に 合するけん銃実包をこれらの職務のため所持する場合 試験若しくは研究のため又は技能検定若しくは技能講習の用に供
- 三 に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該けん銃実包をそ 0 職務のため所持する場合 前二号又は第十一号の所持に供するため必要なけん銃実包の管理
- 兀 よる銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合するけん 第四条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第六条の規定に

## 実包を所持する場合

合する拳銃実包を当該技能検定を受けるため所持する場合五 技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る猟銃に適

備付け銃に適合する拳銃実包を所持する場合銃を所持する者が当該射撃教習を受けるため、それぞれ当該教習用当該射撃教習を行うため、又は射撃教習を受けるため教習用備付けて射撃教習を行うため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が

実包を所持する場合
射撃練習を行うため、それぞれ当該練習用備付け銃に適合する拳銃撃練習を行うため、それぞれ当該練習用備付け銃できる者が当該撃練習を行うため練習用備付け銃を所持することができる者が当該持する練習射撃指導員が当該指導若しくは助言を行うため練習用備付け銃を所射撃練習に係る指導若しくは助言を行うため練習用備付け銃を所

がその委託に係る<u>拳銃実包</u>を同条第二項の規定により保管のため所九 第十条の五第一項の規定による拳銃実包の保管の委託を受けた者

## 銃実包を所持する場合

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受合するけん銃実包を当該技能検定を受けるため所持する場合五 技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る猟銃に適

けん銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該猟銃に適合するける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する猟

場合

備付け銃に適合するけん銃実包を所持する場合銃を所持する者が当該射撃教習を受けるため、それぞれ当該教習用当該射撃教習を行うため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け七 射撃教習を行うため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が

銃実包を所持する場合銃実包を所持する場合大りを所持する場別大りを対している大りをがっため、それぞれ当該練習用備付け銃に適合するけんができる大りをがいる大りをはないる大りをがいる大りをがいる大りをがいる大りをがいる大りをがいる大りをがいる大りをはないる</l

者がその委託に係るけん銃実包を同条第二項の規定により保管のた九 第十条の五第一項の規定によるけん銃実包の保管の委託を受けた

ものが、 する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する つては、 つてその製造に係る銃砲 法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であ 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同 若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持 当該銃砲に適合する拳銃実包を当該業務のため所持する場 猟銃等販売事業者、 (猟銃等製造事業者が修理をする銃砲にあ 教習射撃場若しくは練習射撃場を設置

その所持が禁止されていない拳銃実包を所持する場合 火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号) の規定により

2 略

#### (輸入の禁止)

第三条の四 拳銃、 小銃、 何人も、 機関銃又は砲 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 (以 下 「拳銃等」という。)を輸入しては

するため必要な拳銃等を輸入する場合 国又は地方公共団体が第三条第一項第一 号又は第二号の所持に供

ならない。

- 委託に係る拳銃等を輸入する場合 国又は地方公共団体から前号の拳銃等の輸入の委託を受けた者が
- 三 を受けた者が許可に係る拳銃等を輸入する場合 第四条第一項第三号又は第四号の規定により拳銃等の所持の許可
- 兀 前号に規定する者から許可に係る拳銃等の輸入の委託を受けた者

## め所持する場合

ものが、 つては、 する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する つてその製造に係る銃砲 法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であ 武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同 若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持 猟銃等販売事業者、 当該銃砲に適合するけん銃実包を当該業務のため所持する (猟銃等製造事業者が修理をする銃砲にあ 教習射撃場若しくは練習射撃場を設置

場合

十一 火薬類取締法 その所持が禁止されていないけん銃実包を所持する場合 (昭和二十五年法律第百四十九号) の規定により

(略)

#### 2

#### 、輸入の禁止

第三条の四 けん銃、 小銃、 何人も、 機関銃又は砲 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 ( 以 下 「けん銃等」という。)を輸入し

てはならない。

するため必要なけん銃等を輸入する場合 国又は地方公共団体が第三条第一項第一号又は第二号の所持に供

- が委託に係るけん銃等を輸入する場合 国又は地方公共団体から前号のけん銃等の輸入の委託を受けた者
- 三 可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合 第四条第一項第三号又は第四号の規定によりけん銃等の所持の許

が委託に係る拳銃等を輸入する場合

に係る拳銃等を輸入する場合 第六条第一項の規定により拳銃等の所持の許可を受けた者が許可

拳銃部品を輸入してはならない。 | 第三条の五 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、 |

に供するため必要な拳銃部品を輸入する場合 国又は地方公共団体が第三条の二第一項第一号又は第二号の所持

が委託に係る拳銃部品を輸入する場合 国又は地方公共団体から前号の拳銃部品の輸入の委託を受けた者

部品を輸入する場合 受けた者が第三条の二第一項第四号の所持に供するため必要な拳銃三 第四条第一項第三号又は第四号の規定により拳銃の所持の許可を

必要な拳銃部品を輸入する場合四 第三条の二第一項第六号に規定する者が同号の所持に供するため

の委託を受けた者が委託に係る拳銃部品を輸入する場合五前二号に規定する者からこれらの規定に規定する拳銃部品の輸入

の二第一項第四号の所持に供するため必要な拳銃部品を輸入する場六 第六条第一項の規定により拳銃の所持の許可を受けた者が第三条

第三条の六 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

一 国又は地方公共団体が第三条の三第一項第一号、第二号又は第十拳銃実包を輸入してはならない。

者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

可に係るけん銃等を輸入する場合 第六条第一項の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許

けん銃部品を輸入してはならない。 第三条の五 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合国又は地方公共団体が第三条の二第一項第一号又は第二号の所持

者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合二 国又は地方公共団体から前号のけん銃部品の輸入の委託を受けた

ん銃部品を輸入する場合を受けた者が第三条の二第一項第四号の所持に供するため必要なけ三 第四条第一項第三号又は第四号の規定によりけん銃の所持の許可

入の委託を受けた者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合五前二号に規定する者からこれらの規定に規定するけん銃部品の輸

条の二第一項第四号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入す六。第六条第一項の規定によりけん銃の所持の許可を受けた者が第三

る場合

けん銃実包を輸入してはならない。
第三条の六 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

国又は地方公共団体が第三条の三第一項第一号、第二号又は第十

一号の所持に供するため必要な拳銃実包を輸入する場合

が委託に係る拳銃実包を輸入する場合 - 国又は地方公共団体から前号の拳銃実包の輸入の委託を受けた者

号に規定する所持に供するため必要な拳銃実包を輸入する場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、それぞれ当該各三 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合

委託に係る<u>拳銃実包</u>を輸入する場合四 前号に規定する者から同号の拳銃実包の輸入の委託を受けた者が

五の火薬類取締法第二十四条第一項の許可を受けて拳銃実包を輸入す

(譲渡し等の禁止)

以下この条及び第三条の十において同じ。)を譲り渡し、又は貸し付拳銃等(第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

けてはならない

持の許可を受けた者に当該拳銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合を所持することができる者又は第四条の規定による当該拳銃等の所を耐持することができる者又は第四条の規定による当該拳銃等の所等三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当して拳銃等を所持す

ことができる者又は第四条の規定による当該拳銃等の所持の許可をが、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該拳銃等を所持する一 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者

\_\_\_\_\_\_ 号の所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合

者が委託に係るけん銃実包を輸入する場合二 国又は地方公共団体から前号のけん銃実包の輸入の委託を受けた

が委託に係るけん銃実包を輸入する場合 四 前号に規定する者から同号のけん銃実包の輸入の委託を受けた者各号に規定する所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合 に該当してけん銃実包を所持することができる者が、それぞれ当該 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合

する場合と、大薬類取締法第二十四条第一項の許可を受けてけん銃実包を輸入

五

(譲渡し等の禁止)

付けてはならない。

。以下この条及び第三条の十において同じ。)を譲り渡し、又は貸し
けん銃等(第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等の規定による当該けん銃銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等を所持である。 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持

することができる者又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持一 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する

受けた者に当該拳銃等を譲り渡し、 又は貸し付ける場合

当して当該拳銃等を所持することができる者又は第四条の規定によ は貸し付ける場合 る当該拳銃等の所持の許可を受けた者に当該拳銃等を譲り渡し、又 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者 同号に規定する業務のため、 同項第一 一号の二に掲げる場合に該

第三条の八 拳銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 何人も、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

げる場合に該当して当該拳銃部品を所持することができる者に当該 拳銃部品を譲り渡し、 する者が、その職務のため、 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持 又は貸し付ける場合 同号、 同項第四号又は同項第六号に掲

当該拳銃部品を所持することができる者に当該拳銃部品を譲り渡し する者が、 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持 又は貸し付ける場合 同項第三号、 第四号又は第六号に掲げる場合に該当して

する者が、同号に規定する業務のため、 者に当該拳銃部品を譲り渡し、 六号に掲げる場合に該当して当該拳銃部品を所持することができる 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持 又は貸し付ける場合 同項第三号、 第四号又は第

第三条の九 人も、 次の各号のいず れかに該当する場合を除いては、

拳銃実包を譲り渡してはならない

者が、 該当して当該けん銃等を所持することができる者又は第四条の規定 による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り 許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する 同号に規定する業務のため、 同項第二号の二に掲げる場合に 又は貸し付ける場合

第三条の八 けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。 何人も、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては

渡し、

又は貸し付ける場合

当該けん銃部品を譲り渡し、 掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に 持する者が、その職務のため、 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所 又は貸し付ける場合 同号、 同項第四号又は同項第六号に

ŋ 持する者が、 て当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所 渡し、又は貸し付ける場合 同項第三号、 第四号又は第六号に掲げる場合に該当し

三 持する者が、同号に規定する業務のため、 きる者に当該けん銃部品を譲り渡し、 第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することがで 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所 又は貸し付ける場合 同項第三号、第四号又は

第三条の九 ん銃実包を譲り渡してはならない。 何人も、 次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当して当該拳銃実包を所持することができる者では火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各の行ることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)

は ができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該拳銃実包を譲り渡す場 しくは第十号に掲げる場合に該当して当該拳銃実包を所持すること に該当して拳銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若 二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合

とができる拳銃実包を譲り渡す場合者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すこは第二号に掲げる場合に該当して拳銃実包を譲り渡すことができる二 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しく

(譲受け等の禁止)

拳銃等を譲り受け、又は借り受けてはならない。第三条の十一何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

ることができる拳銃等を譲り受け、又は借り受ける場合第七号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者から当該所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同項第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当して拳銃等を所持す

う。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合 「第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」とい できる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同 項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包 を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」とい う。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合

大薬類取締去第十七条第一頁の忤可を受け又は司頁第一号告しく できる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を所持する ことができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を所持する ことができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を所持する に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで

ことができるけん銃実包を譲り渡す場合 る者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができ 火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しく

(譲受け等の禁止

けん銃等を譲り受け、又は借り受けてはならない。 第三条の十 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては

持することができるけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該所することができる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持

る場合を所持する者から当該許可に係る拳銃等を譲り受け、又は借り受けを所持する者から当該許可に係る拳銃等を譲り受け、又は借り受け一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当して拳銃等二 第四条の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第二 第四条の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第

、拳銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。 第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては 気

持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同一第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持

拳銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場ー第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持

ら当該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受ける第四号又は第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者かすることができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、一第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持

第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては

拳銃実包を譲り受けてはならない。

場合

銃等を所持する者から当該許可に係るけん銃等を譲り受け、又は借第一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当してけん 第四条の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者が、第三条

り受ける場合

、けん銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。 第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては

合 該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場 同項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当 持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は 禁三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所

きるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することがで持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる「第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所

、けん銃実包を譲り受けてはならない。 第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては

を譲り受ける場合

銃実包を譲り受ける場合 - 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合

を譲り受ける場合 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができる拳銃実包

(発射の禁止)

第三条の十三 等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該拳銃等を発射す 拳銃等を発射してはならない。 れらの場所 他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、 若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、 る場合は、 つて内閣府令で定めるものを除く。) 若しくはこれらの乗物において この限りでない (銃砲で射撃を行う施設 何人も、 道路、 公園、 ただし、 駅、 以下 法令に基づき職務のため拳銃 劇場、 「射撃場」という。 百貨店その他の不特定 乗合自動車その 又はこ )であ

第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

銃実包を譲り受ける場合銃実包を譲り受ける場合っ者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけんで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号ま特することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号ま

るけん銃実包を譲り受ける場合

「病する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができら第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで又は第十号に掲げる場合

包を譲り受ける場合 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、 れらの場所 他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、 発射する場合は、 ん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を けん銃等を発射してはならない。ただし、 つて内閣府令で定めるものを除く。) 若しくはこれらの乗物において 若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、 (銃砲で射撃を行う施設 この限りでない 道路、 公園、 駅、 以下 劇場、 法令に基づき職務のため 「射撃場」という。 百貨店その他の不特定 乗合自動車その 又はこ ゖ

第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可

第四条 安委員会の許可を受けなければならない。 又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公 次の各号のいずれかに該当する者は、 所持しようとする銃砲等

る者(第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く。) くは空気銃 有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、 (空気拳銃を除く。 )又はクロスボウを所持しようとす 猟銃若し

#### 二 (略)

ロスボウを所持しようとする者 動物麻酔又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なク

持しようとする者 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲等を所

兀 所持しようとするもの 技又は空気拳銃射撃競技の用途に供するため、 であるとして政令で定める者から推薦された者で、 技又は空気拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の拳銃射撃競 拳銃又は空気拳銃を 当該拳銃射擊競

五. するため、 定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発合図の用途に供 おける運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会に 運動競技用信号銃又は拳銃を所持しようとするもの

撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する猟銃等射撃指導員で 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射

撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する射撃指導員で、当該

(許可)

第四条 委員会の許可を受けなければならない。 は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安 次の各号のいずれかに該当する者は、 所持しようとする銃砲又

空気銃 に該当する者を除く。) 狩猟、 (空気けん銃を除く。 有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、 )を所持しようとする者 (第五号の一

#### 二 (略)

(新設)

三 しようとする者 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲を所持

兀 射撃競技又は空気けん銃射撃競技の用途に供するため、 適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、 競技又は空気けん銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会のけん銃射撃 当該けん銃 けん銃又は

五. 定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発合図の用途に供 するため、 空気けん銃を所持しようとするもの おける運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会に 運動競技用信号銃又はけん銃を所持しようとするもの

、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

しようとするものはないはな

## 六・七 (略)

- 、 <u>銃砲等</u>又は刀剣類を所持しようとする者 九 博覧会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため
- に供するため、<br/>
  銃砲等<br/>
  又は刀剣類を所持しようとする者<br/>
  十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧
- による許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の規定2 都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持に関する危害予防

## 3·4 (略)

者が、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を 類を所持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業 場合における同項の規定による許可については、現に銃砲等又は刀剣 を所持させようとする は人がその代表者又は代理人、使用人その他の従業者に第一項各号

指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

(新設)

## 六・七 (略)

とする者認められるものの用途に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようの項において同じ。)又は刀剣類を所持することがやむを得ないとハー演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲(けん銃等を除く。以下こ

- 十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧
- よる許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の規定に2 都道府県公安委員会は、銃砲又は刀剣類の所持に関する危害予防上に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

## 3 · 4 (略)

受けなければならないものとする。

(許可の申請)

一 (略)

二 銃砲等又は刀剣類の種類(内閣府令で定める猟銃の種類を含む。

三 銃砲等又は刀剣類の所持の目的

四 (略)

るものを添付しなければならない。 可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当す 気銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該許 2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空

3 (略)

(確認及び番号又は記号の打刻)

刀剣類であるかどうかについて、住所地又は法人の事業場の所在地を所持することとなつた銃砲等又は刀剣類が当該許可に係る銃砲等又はを所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた第四条の四 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲等又は刀剣類

(許可の申請)

(略)

二 銃砲又は刀剣類の種類(内閣府令で定める猟銃の種類を含む。

三 銃砲又は刀剣類の所持の目的

四 (略)

ればならない。
の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなけの所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃

3 (略)

(確認及び番号又は記号の打刻)

であるかどうかについて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄す持することとなつた銃砲又は刀剣類が当該許可に係る銃砲又は刀剣類から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、その所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた日第四条の四 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲又は刀剣類を

管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

#### 2 略

3 ることができる。 ことを表示させるため必要がある場合には けた者に対し、その所持するクロスボウが当該許可に係るものである を表示するための措置として内閣府令で定めるものを執ることを命ず により、 都道府県公安委員会は、 当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであること 第四条第 項 第 内閣府令で定めるところ 号の規定による許可を受

#### (許可の基準)

第五条 要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない その添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、 する者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくは 都道府県公安委員会は、 第四条の規定による許可を受けようと 若しくは重

#### (略)

しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気とし て政令で定めるものにかかつている者又は介護保険法第五条の二第 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若

#### 四~六 (略)

項に規定する認知症である者

七 若しくは第七項の規定により許可を取り消された日から起算して五 の規定により許可を取り消され、 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項 又は同条第三項、 第四項、 第六項

る都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

#### 2

(略)

(新設)

#### (許可の基準)

第五条 要な事実の記載が欠けている場合においては、 その添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重 する者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくは 都道府県公安委員会は、 第四条の規定による許可を受けようと 許可をしてはならない

#### (略)

政令で定めるものにかかつている者又は介護保険法第五条の二第 くは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として 項に規定する認知症である者 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若し

#### 四~六 (略)

七 第六項の規定により許可を取り消された日から起算して五年を経過 の規定により許可を取り消され、 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項 又は同条第三項、 第四項若しくは

年を経過していない者

#### 八 (略)

九 理由がある者を除く。)で当該所持しないこととなつた日から起算 にあつては、十年) して五年 譲り渡し、 いことを決定する日までの間に当該処分に係る銃砲等又は刀剣類を 及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしな (銃砲等又は刀剣類を所持しないこととなつたことについて相当な 第六項又は第七項の規定による許可の取消処分に係る聴聞の期日 第十一条第一項第一号、 (同条第一項第四号の規定による許可の取消処分に係る者 その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者 を経過していないもの 第二号若しくは第四号、 第三項、 第四項

## 十~十八 (略)

2

(略)

- 4 都道府県公安委員会は、第四条の規定による銃砲等の所持の許可をりでない。
- 者に第一項第三号から第五号まで又は第十五号から第十八号までに該5 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする

ていない者

#### 八 (略)

九

十年)を経過していないもの 第十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号、第三項、第四項 第十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号、第三項、第四項 第十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号、第三項、第四項

十~十八 (略)

#### 2 (略)

- ない。 が政令で定める基準に適合しない銃砲については、許可をしてはなら3 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類又はその構造若しくは機能
- 定により他の者に委託して行う場合は、この限りでない。 だし、その者が当該銃砲の保管を専ら第十条の五又は第十条の八の規 る保管設備を有している場合でなければ、許可をしてはならない。た 4 都道府県公安委員会は、第四条の規定による銃砲の所持の許可を受
- 者に第一項第三号から第五号まで又は第十五号から第十八号までに該5 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする

められる者であるときは、許可をしないことができる。
は財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認可の申請に係る銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しく上項において同じ。)がある場合において、その同居の親族が当該許実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第八条第当する同居の親族(配偶者については、婚姻の届出をしていないが事

# (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)

かに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれ第五条の二 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による

#### ·二 (略)

おいては、許可をしてはならない。 特の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合に2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所

#### ·二 (略)

算して十年を経過していない者 「統砲等、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は一 統砲等、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は 「統砲等、円剣類、第二十一条の三第一項に規定する

持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合で3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所

られる者であるときは、許可をしないことができる。財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認め可の申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは上頃において同じ。)がある場合において、その同居の親族が当該許実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第八条第当する同居の親族(配偶者については、婚姻の届出をしていないが事

## (猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)

当する場合でなければ、許可をしてはならない。猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が次のいずれかに該第五条の二 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による

## 一・二 (略)

おいては、許可をしてはならない。特の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合に2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所

### 一·二 (略)

して十年を経過していない者

「で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算という。」を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑」という。)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑 において「銃砲刀剣類等 二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等 三 銃砲、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第

持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合で3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所

なければ、許可をしてはならない。

#### 一~五 (略)

六 所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃等射撃指導員

## 一·二 (略)

5

(略)

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可 6 和道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可 6

その交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの一第五条の三の二第二項の講習修了証明書の交付を受けている者で

有する者として政令で定める者 一 クロスボウの取扱いに関し、前号に掲げる者と同等以上の知識を

なければ、許可をしてはならない

## 一~五 (略)

☆ 所持しようとする種類の猟銃に係る射撃指導員

#### ·二 (略)

5 (略)

者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。者でなければ、許可をしてはならない。

(新設)

(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)

第五条の三 第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受講者と 銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三 管轄区域内に住所を有する者で、第四条第一項第一号の規定による猟 開催するものとする して、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その

略)

2 \ 4 (略)

クロ スボウの取扱いに関する講習会)

第五条の三の二 都道府県公安委員会は、 政令で定めるところにより、 項第一号の規定によ

その管轄区域内に住所を有する者で、

第四条第一

項の規定による当該許可 るクロスボウの所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三第二 の更新を受けようとするものを受講者として

するものとする。 次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催

クロスボウの所持に関する法令

クロスボウの使用 保管等の取扱い

2 講習を受け、その課程を修了した者に対し、 都道府県公安委員会は 政令で定めるところにより 講習修了証明書を交付 前項の講習会

しなけ、 ればならない。 書

3 了証明書の記載事項に変更を生じた場合 前項の規定による講習修了証明 の交付を受けた者 当該講習修了証明書を亡失 は 当該 講習修

(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)

第五条の三 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その 第 銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三 管轄区域内に住所を有する者で、 するものとする。 次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催 「項の規定による許可の更新を受けようとするものを受講者として 第四条第一項第一号の規定による猟

(略)

2 \ 4

(略)

(新設)

- 24 -

出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。合においては、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届けし、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場

#### (技能検定)

第五条の四 三項、 四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有し び射撃に関する技能検定を実施するものとする。 銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及 かに該当する者を除く。)に対し、 管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃 ないと認められる者は、 項第一号及び第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第 所持の許可を受けようとするもの 第六項及び第七項を除く。)の許可の基準に適合しないため第 都道府県公安委員会は、 技能検定を受けることができない。 政令で定めるところにより、その 都道府県公安委員会が指定する猟 (第五条の二第三項各号のいずれ ただし、第五条 ( 第

#### 2 (略)

、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について

# (国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)

| 第六条 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技

#### (技能検定)

第五条の四 項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認 三項及び第六項を除く。)の許可の基準に適合しないため第四条第 銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及 の所持の許可を受けようとするもの 管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃 められる者は、 び射撃に関する技能検定を実施するものとする。 かに該当する者を除く。)に対し、 項第一号及び第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第 都道府県公安委員会は、 技能検定を受けることができない。 政令で定めるところにより、 都道府県公安委員会が指定する猟 (第五条の二第三項各号のいずれ ただし、第五条 (第

#### 2 (略)

、前条第三項の規定は合格証明書について準用する。 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について

# (国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)

| 第六条 本邦において開催される銃砲又は刀剣類を使用する国際競技に

員会の許可を受けなければならない。 刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は

2 · 3 (略)

(許可証)

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をす 記載すれば足りる。

全員会に届け出て許可証の書換之又は再交付を受けなければならない地。以下同じ。)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安続により、速やかにその旨を住所地(前条の外国人にあつては、現在続により、速やかにその旨を住所地(前条の外国人にあつては、現在の東を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた。 で定める手の場合においては、内閣府令で定める手のでで変更を生じた場合、当該許可証を立失し、若しくは盗み取られた。 で記述の表表の方に、 で定める手のでである手のででである手のででである手のででである手のででである手のででである手のででである手のででである。

2

の許可を受けなければならない。類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲又は刀剣

2 · 3 (略)

(許可証)

を委員会に届け出て許可証の書換又は再交付を受けなければならない場合又は当該許可証が滅失した場合においては、内閣府令で定める手場合又は当該許可証が滅失した場合においては、内閣府令で定める手場で変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られたので変更を生じた場合、当該許可証を立ちし、若しくは盗み取られたのででである。

3 (略

3

略

| (猟銃又は空気銃の許可の有効期間

〈猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の有効期間

第七条の二 の三回目の誕生日 れた許可の有効期間を除く。 クロスボウの所持の許可の有効期間 者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。 第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又は (その者の誕生日が二月二十九日であるときは、 は、 当該許可を受けた日の後のその者 (次条第二項の規定により更新さ 次項において同じ 、そ

2 略

が経過するまでの期間とする

猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新

第七条の三 地を管轄する都道府県公安委員会に対し、 ればならない。 クロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、 第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又は 許可の更新の申請をしなけ その者の住所

2 はクロスボウが第五条(第一項第一号を除く。)及び第五条の二(第 六項を除く。 た場合において、 都道府県公安委員会は、前項の規定による許可の更新の申請があつ )の許可の基準に適合していると認めるときは、 申請をした者及び申請に係る猟銃若しくは空気銃又 許可の

3 • 4 略

更新をしなければならない。

(許可の失効、 許可証の返納及び仮領置

第八条 該当する場合においては、 第四条又は第六条の規定による許可は その効力を失う。 次の各号のいずれかに

許可を受けた者が許可を受けた日から起算して三月以内に当該許

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の 二十八日であるものとみなす。 を除く。 その者の誕生日が二月二十九日であるときは、 許可の有効期間 期間とする。 は、 当該許可を受けた日の後のその者の三回目の誕生日 (次条第) 二項の規定により更新された許可の有効期間 次項において同じ。 その者の誕生日は が経過するまで 二月

2 略

猟銃又は空気銃の許可の更新

第七条の三 県公安委員会に対し、 許可の更新を受けようとする者は、 第四条第 一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の 許可の更新の申請をしなければならない。 その者の住所地を管轄する都道府

2 らない。 条 可の基準に適合していると認めるときは、 た場合において、申請をした者及び申請に係る猟銃又は空気銃が第五 都道府県公安委員会は、前項の規定による許可の更新の申請があ (第一項第一号を除く。 )及び第五条の二(第六項を除く。 許可の更新をしなければな )の許

3 • 4 (略)

(許可の失効、 許可証の返納及び仮領置

第八条 該当する場合においては、 第四条又は第六条の規定による許可は、 その効力を失う。 次の各号のいずれかに

許可を受けた者が許可を受けた日から起算して三月以内に当該許

可に係る銃砲等又は刀剣類を所持することとならなかつた場合

#### 二 (略)

思に基づいて所持しないこととなつた場合 許可を受けた者が銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意

らが滅失した場合四、銃砲等若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれ

ぜられ、又はこれらが没収された場合五第二十七条第一項の規定により銃砲等若しくは刀剣類の提出を命

#### 六 (略)

三第二項の規定により空気銃に係る猟銃等射撃指導員の指定を解除七(第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の

条の三の二第二項の規定によりクロスボウ射撃指導員の指定を解除七の二 第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けた者が第九

された場合

#### された場合

八

(略)

回復した許可証)を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道た場合においては、速やかに当該許可証(第三号の場合にあつては、2 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つ

#### 一~三 (略)

府県公安委員会に返納しなければならない。

証にその他の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係るウの所持の許可が失効し、又は取り消された場合において、当該許可3 第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボ

可に係る銃砲又は刀剣類を所持することとならなかつた場合

#### 二 (略)

に<u>基いて</u>所持しないこととなつた場合 三 許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思

が滅失した場合四一銃砲若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれら

られ、又はこれらが没収された場合五第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜ

#### 六 (略)

三第二項の規定により空気銃に係る射撃指導員の指定を解除された七 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の

#### (新設)

場合

#### 八 (略)

#### 一〜三 (略)

は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、当該許可効し、又は取り消された場合において、当該許可証にその他の猟銃又3 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可が失

は取り消された許可に係る事項の抹消を受けなければならない。その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て失効し、又前項の規定にかかわらず、内閣府令で定める手続により、速やかに、事項が記載されているときは、当該許可証の交付を受けている者は、

- 4·5 (略)
- 6 条第一 第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、 ら起算して五十日以内に、 若しくは刀剣類を相続により取得した者は、 ける当該銃砲等又は刀剣類の所持については、 くは刀剣類を適法に所持することができる者に売り渡し、 においては、 由 しないこととするための措置を執らなければならない。 しくは返還し、 [が発生したことにより失効した場合に限る。 項の規定は、 が失効した場合 当該許可を受けていた者又は失効した許可に係る銃砲等 若しくは廃棄する等当該銃砲等若しくは刀剣類を所持 適用しな (第一項第二号又は第六号から第八号までの 当該銃砲等若しくは刀剣類の所持について 当該許可が失効した日か 当該期間に限り、 次項において同じ。 又は当該銃砲等若し この場合にお 贈与し、若 第三 理 6
- 7 身体若しくは財産に対する危険を防止するため必要があると認めると 当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、 又は当該許可に係る銃砲等若しくは刀剣類の存する場所を管理する者 該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、 又は第四項の規定により許可証を返納しなければならない者に対し 都道府県公安委員会は、 又は前項の期間を経過したときは、 「同居の親族等」という。) 許可が失効した場合において、 があるときは、 提出された銃砲等又は刀剣類を 当該許可を受けていた者 当該同居の親族等 同居の親族 人の生命、 (当

を受けなければならない。
委員会に届け出て失効し、又は取り消された許可に係る事項のまつ消める手続により、速やかに、その旨を住所地を管轄する都道府県公安証の交付を受けている者は、前項の規定にかかわらず、内閣府令で定

・ 5 (略)

4

- 返還し、 においては、 規定は、 銃砲又は刀剣類の所持については、 ととするための措置を執らなければならない。 剣類を適法に所持することができる者に売り渡し、 条若しくは第六条の規定による許可を受け、 起算して五十日以内に、 しくは刀剣類を相続により取得した者は、 由が発生したことにより失効した場合に限る。 許可が失効した場合 適用しない。 若しくは廃棄する等当該銃砲若しくは刀剣類を所持しないこ 当該許可を受けていた者又は失効した許可に係る銃砲若 ( 第 一 当該銃砲若しくは刀剣類の所持につい 項第二号又は第六号から第八号までの 当該期間に限り、 当該許可が失効した日から 又は当該銃砲若しくは刀 この場合における当該 次項において同じ。 贈与し、若しくは 第三条第一 て第四 項
- 7 以下 き、 身体若しくは財産に対する危険を防止するため必要があると認めると 該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、 又は第四項の規定により許可証を返納しなければならない者に対 又は当該許可に係る銃砲若しくは刀剣類の存する場所を管理する者 該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、 都道府県公安委員会は、 又は前項の期間を経過したときは、 「同居の親族等」という。 許可が失効した場合において、 があるときは、 提出された銃砲又は刀剣類を仮領置 当該許可を受けていた者 当該同居の親族等) 同居の親 人の生命、 族

仮領置するものとする。

8 内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安 あ 剣類について所持の許可を受けた者に限る。)又は当該許可を受けて 標識銃等販売事業者、 与、 を相続により取得した者から当該銃砲等若しくは刀剣類の売渡し、 可を受けていた者若しくは失効した許可に係る銃砲等若しくは刀剣類 委員会は、 いた者若しくは当該銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者で くは練習射撃場を設置する者以外の者にあつては、当該銃砲等又は刀 つて当該銃砲等若しくは刀剣類について所持の許可を受けたものが 前項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した場合において、 返還等を受けた者 当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。 クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若し (武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用 贈 許 8

保管及び売却に要した費用を控除することができる。当該銃砲等又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。ただし、10 前項の規定により売却した代金は、内閣府令で定める手続により、

一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部第八条の二 拳銃の所持の許可が失効した場合において、第三条の二第

るものとする。

者に限る。)又は当該許可を受けていた者若しくは当該銃砲若しくは 外の者にあつては、当該銃砲又は刀剣類について所持の許可を受けた 等販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者以 続により取得した者から当該銃砲若しくは刀剣類の売渡し、 者に返還するものとする。 請をしたときは、都道府県公安委員会は、 いて所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還 刀剣類を相続により取得した者であつて当該銃砲若しくは刀剣類に 還等を受けた者 を受けていた者若しくは失効した許可に係る銃砲若しくは刀剣類を相 前項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した場合において、 (武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃 当該銃砲又は刀剣類をその 贈与、 許可 申 汳

管及び売却に要した費用を控除することができる。 当該銃砲又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。ただし、保10 前項の規定により売却した代金は、内閣府令で定める手続により、

第一項第四号の規定により所持することができた当該けん銃に係るけ第八条の二 けん銃の所持の許可が失効した場合において、第三条の二

限り、 品があるときは、 当該拳銃部品を所持しないこととするための措置を執らなければなら できる者に売り渡し、 の規定による許可を受け、又は当該拳銃部品を適法に所持することが より取得した者は、 当該拳銃部品に適合する拳銃の所持について第四条若しくは第六条 この場合における当該拳銃部品の所持については、 第三条の二第一項の規定は、 当該許可を受けていた者又は当該拳銃部品を相続に 当該許可が失効した日から起算して五十日以内に 贈与し、 若しくは返還し、 適用し ない。 若しくは廃棄する等 当該期間に

ても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。ができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持すること2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃の提出を命ず

2

3

安委員会は、 拳銃部品を相続により取得した者から当該拳銃部品の売渡し、 が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、 所持の許可を受けていた者若しくは当該拳銃部品を相続により取得し は、 返還等を受けた者 た者であつて当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けたもの よる所持の許可を受けた者に限る。 れ 当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定に た拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくはその :項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、当該仮領置 当該拳銃部品をその者に返還するものとする。 (武器等製造法の武器製造事業者以外の者にあつて 又は当該拳銃部品に係る拳銃の 都道府県公 贈与、

> する。 ずる場合において、 品についても提出を命じ、 とができた当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、 いては、 執らなければならない。この場合における当該けん銃部品の所持につ くは廃棄する等当該けん銃部品を所持しないこととするための措置を 所持することができる者に売り渡し、 しくは第六条の規定による許可を受け、 日以内に、 を相続により取得した者は、 ん銃部品があるときは、 都道府県公安委員会は、 当該期間に限り、 当該けん銃部品に適合するけん銃の 第三条の二第一項第四号の規定により所持するこ 当該許可を受けていた者又は当該けん銃部品 提出されたけん銃部品を仮領置するもの 前条第七項の規定によりけん銃の提出を命 第三条の一 当該許可が失効した日から起算して五十 第一 贈与し、 又は当該けん銃部品を適法に 項の規定は、 若しくは返還し、 所持について第四条若 当該けん銃部 適用しない。 若し

3 品を相続により取得した者であつて当該けん銃部品に適合するけん銃 部品に係るけん銃の所持の許可を受けていた者若しくは当該けん銃 者にあつては、当該けん銃部品に適合するけん銃について第四条又は 置されたけん銃部品に係るけん銃の所持の許可を受けていた者若しく 還するものとする をしたときは、  $\mathcal{O}$ 第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。 Ļ はそのけん銃部品を相続により取得した者から当該けん銃部品の売渡 所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還の申 前項の規定によりけん銃部品を仮領置した場合において、 贈与、 返還等を受けた者 都道府県公安委員会は、 (武器等製造法の武器製造事業者以外の 当該けん銃部品をその者に返 又は当該けん銃 当該仮 領

」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項4 前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した拳

こ読み替えるものとする。

定は、適用しない。この場合においては、第八条第二項第一号の規等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡す場合においては、当該許可証と共にしなければならない。この場合においては、第八条第二項第一号の規しなければならない。この場合においては、第八条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを武器等製造法の猟銃等販売事業者又はクロスボウを武器等製造法の猟銃等販売事業者又はクロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡るがの所持の許可に係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかわらず、当該許可証を提示してしなければならない。

3 第一項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕る 第一項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕

」と読み替えるものとする。
項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項
心銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七4 前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置したけ

可証を提示してしなければならない。第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所 等する者が当該許可証にその他の猟銃又は空気銃の所持の許可に 係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかわらず、当該許 係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかわらず、当該許 でる。第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所

3 第一項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕3 第一項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設

### (猟銃等射撃指導員)

の申請に基づき、猟銃等射撃指導員として指定することができる。関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者第九条の三 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の操作及び射撃に

ができる。 る基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除すること 2 都道府県公安委員会は、猟銃等射撃指導員が前項の内閣府令で定め

2

事項は、内閣府令で定める。 | 3 第一項の申請の手続その他猟銃等射撃指導員の指定に関して必要な | 3

## (クロスボウ射撃指導員)

関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者第九条の三の二 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に

の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる

要な事項は、内閣府令で定める。第一項の申請の手続その他クロスボウ射撃指導員の指定に関して必

## (教習射撃場の指定等)

の各号のいずれにも該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申第九条の四 都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうち、次

#### (射撃指導員)

の申請に基づき、射撃指導員として指定することができる。関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者第九条の三 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の操作及び射撃に

- る。 「のは、なった場合においては、その指定を解除することができる。 「のは、対撃指導員が前項の内閣府令で定める基準
- 内閣府令で定める。第一項の申請の手続その他射撃指導員の指定に関して必要な事項は

(新設)

## (教習射撃場の指定等)

の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき第九条の四 都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうち、次

できる。 請に基づき、 当該種類の猟銃に係る教習射撃場として指定することが

(略)

る基準に適合するもの れていること。 猟銃等射撃指導員として指定された者であつて、 (以下「教習射撃指導員」という。) が置か 内閣府令で定め

2 \( \)

(略)

(練習射撃場の指定等)

第九条の九 申請に基づき、当該種類の猟銃又は空気銃に係る練習射撃場として指 次の各号のいずれにも該当するものを、 気銃の選定に資するため、 関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする猟銃又は空 定することができる。 都道府県公安委員会は、 猟銃又は空気銃に係る指定射撃場のうち、 猟銃又は空気銃の操作及び射撃に 当該指定射撃場の設置者等の

(略)

う者に対し指導又は助言を行う者 猟銃等射撃指導員として指定された者のうちから、 (以 下 「練習射撃指導員」という 射撃練習を行

2 (略)

が選任されていること。

(年少射撃資格の認定)

第九条の十三 手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦さ 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選

当該種類の猟銃に係る教習射撃場として指定することができる。

略

に適合するもの 射撃指導員として指定された者であつて、 (以 下 「教習射撃指導員」という。)が置かれてい 内閣府令で定める基準

ること。

(略)

2 \ \ 4

(練習射撃場の指定等)

第九条の九 気銃の選定に資するため、 関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする猟銃又は空 次の各号に該当するものを、 都道府県公安委員会は、 猟銃又は空気銃に係る指定射撃場のうち、 当該指定射撃場の設置者等の申請に基づ 猟銃又は空気銃の操作及び射撃に

ができる。

(略)

き、

当該種類の猟銃又は空気銃に係る練習射撃場として指定すること

対し指導又は助言を行う者 選任されていること。 射撃指導員として指定された者のうちから、 ( 以 下 「練習射撃指導員」という。 射撃練習を行う者に ) が

2 (略)

(年少射撃資格の認定)

第九条の十三 手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦さ 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選

ない。 じめ、 な事 氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府 安委員会に、 員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行 れた者で十歳以上十八歳未満であるもののうち、 るときを除き、 令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければなら 監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、 い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、 いずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導 ・項について虚偽の記載があり、 この場合において、 内閣府令で定めるところにより、 その住所、 その認定を行うものとする。 氏名及び生年月日、 都道府県公安委員会は、 又は重要な事実の記載が欠けてい 住所地を管轄する都道府県公 当該猟銃等射撃指導員の 当該猟銃等射撃指導員の 指定射撃場において その者が次の各号 あらか

#### ·二 (略)

- ぶない。猟銃等射撃指導員を明示した年少射撃資格認定証を交付しなければな射撃資格の認定」という。)をする場合においては、同項に規定する都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定(以下「年少
- 3 生じた場合 とあるのは を受けた者について、 「住所地 第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付 それぞれ準用する。この場合において、 (前条の外国人にあつては、 「年少射撃資格認定証 (猟銃等射撃指導員に変更があつた場合を除く。 同条第三項の規定は年少射撃資格認定証につい と、 現在地。 「生じた場合」とあるのは 同条第二項中 以下同じ。) 又は法人 ·「許可証」 と、

いて、 導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は の記載があり、 当該空気銃射撃競技に参加するため、 認定を行うものとする。 るとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽 を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合にお 令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類 その住所、 令で定めるところにより、 当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、 れた者で十歳以上十八歳未満であるもののうち、 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指 都道府県公安委員会は、 氏名及び生年月日、 又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、 住所地を管轄する都道府県公安委員会に、 その者が次の各号のいずれかに該当す 当該射撃指導員の氏名その他の内閣府 当該射撃指導員の監督を受けて あらかじめ 指定射撃場におい 内閣府 その 7

#### ·二 (略)

- 。 射撃指導員を明示した年少射撃資格認定証を交付しなければならない射撃資格の認定」という。)をする場合においては、同項に規定する2 都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定(以下「年少
- 地 とあるのは て、 生じた場合 を受けた者について、 第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証 それぞれ準用する。この場合におい (前条の外国人にあつては、 「年少射擊資格認定証 (射撃指導員に変更があつた場合を除く。 同 条第三項の規定は年少射撃資格認定証 現在地。 と、 て、 以下同じ。)又は法人の事業 「生じた場合」とあるのは 同条第二項中「許可証 と 皿の交付 住所

3

の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

場合においては、その効力を失う。第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する

-〜三 (略)

が失効し、又は取り消された場合 銃等射撃指導員の当該許可に係る空気銃の全てについて、当該許可ことができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟 ロ 年少射撃資格者が第三条第一項第四号の八の規定により所持する

2 · 3 (略)

(クロスボウ射撃資格の認定)

| 可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第七項第一号に掲げ|| 第九条の十六 | 第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許 ( 気

撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持て、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射

る者に限る。)のうち、

次条第二項第二号の二に規定する場所におい

のクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の

向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するため

格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安らかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、その資監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持しようとする者は、あ

委員会は

その者が第五条

(第二項から第四項までを除く。

場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)

場合においては、その効力を失う。 第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する

一~三 (略)

し、又は取り消された場合撃指導員の当該許可に係る空気銃の全てについて、当該許可が失効ことができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射。年少射撃資格者が第三条第一項第四号の六の規定により所持する

2 · 3 (略)

(新設)

ばならない。

で除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなけれ
を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなけれ
の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合

- 条第一 第 けた者について、 条の三第三項の規定は前項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の スボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。 有しないと認められる者」と、 交付を受けた者について、 第四条の二の規定は前項の認定を受けようとする者について、 一項から第四項までを除く。 「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは 項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を それぞれ準用する。 第九条の五第三項の規定は前項の認定を受 教習資格認定証」 の許可の基準に適合しないため第四 この場合において とあるのは 「第五条 「クロ 第五 三項
- 定による許可を受けたクロスボウを使用させてはならない。 資格認定証を提示した場合でなければ、第四条第一項第五号の三の規 のロスボウ射撃指導員は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃

(所持の態様についての制限)

れかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射して2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいず

2

(所持の態様についての制限

ない。
は、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならは、当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いて第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当

れかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射しては第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいず

はならない。

獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により二 クロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途に供するため、 合に限る。 事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場 するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、 る銃砲がライフル銃である場合において、 れらを使用して鳥獣の捕獲又は殺傷をする場合。 定めるものを除く。 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除 )の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又は 事業に対する被害を防止 ただし、許可に係 (政令で 当該 鳥

#### (略)

<u>ニ</u>の <u>ニ</u> るため当該許可に係るクロスボウで射撃をする場合 として内閣府令で定めるものにおいて、 持の許可を受けた者が、 第四条第 項 第 号又は第六条の規定によるクロスボウの所 危害予防上必要な措置が執られている場所 当該許可に係る用途に供す

- 定する者を除く。 第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者 が、 当該許可に係る用途に供するため使用する (前三号に規
- 3 う注意しなければならない。 当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、 を確認する等により、人の生命 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、 身体又は財産に危害を及ぼさないよ あらかじめ周囲
- 4 た銃砲等を携帯し、 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、 又は運搬する場合においては、第二項各号のいず 当該許可を受け

ならない。

つては、 許可を受けた者が、当該用途に供するため、 必要がある場合に限る。 びに狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合。 定めるものを除く。 る被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあ 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除 許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、 当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の 鳥獣の保護及び管理並 事業に対す (政令で ただ

(略)

(新設)

Ξ する者を除く。 合 第四条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者 が、 当該許可に係る用途に供するため使用する場 (前二号に規定

- 3 認する等により、人の生命、 該許可を受けた銃砲を発射する場合においては、 意しなければならない 第四条又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者は、 身体又は財産に危害を及ぼさないよう注 あらかじめ周囲を確 当
- 4 た銃砲を携帯し、 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、 又は運搬する場合においては、 第二項各号のいずれ 当該許可を受け

砲等を容器に入れなければならない れかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、 又は当該銃

5 性弾丸又は矢(以下「実包等」という。)を装塡しておいてはならな ずれかに該当する場合を除き、 当該銃砲等に実包、 空包若しくは金属 第二項各号のい

第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、

## 銃砲等の構造及び機能の維持

第十条の三 は、 る許可を受けた者が許可に係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合 に維持しなければならない。ただし、 を当該銃砲等に係る第五条第三項の政令で定める基準に適合するよう この限りでない。 第四条の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲等 第四条第一項第三号の規定によ

## (銃砲等及び実包等の保管

第十条の四 ければならない。 第十条の八又は第十条の八の二の規定により保管の委託をする場合そ の他正当な理由がある場合を除き、 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条、 許可に係る銃砲等を自ら保管しな

2 閣府令で定める基準に適合する保管設備がない場所に宿泊する場合そ る設備及び方法により行わなければならない。 他正当な理由がある場合は、 前項の規定による銃砲等の保管は、 この限りでない。 内閣府令で定める基準に適合す ただし、 狩猟のため内

3 前項に規定する設備に銃砲等を保管するに当たつては、当該設備に

> を容器に入れなければならない かに該当する場合を除き、 当該銃砲におおいをかぶせ、 又は当該銃砲

5 ずれかに該当する場合を除き、 (以下「実包等」という。)を装てんしておいてはならない。 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、 当該銃砲に実包、 空包又は金属性弾丸 第 二項 各号 0

## (銃砲の構造及び機能の維

第十条の三 可を受けた者が許可に係る銃砲を許可に係る用途に供する場合は、 持しなければならない。 当該銃砲に係る第五条第三項の政令で定める基準に適合するように維 の限りでない。 第四条の規定による許可を受けた者は、 ただし、 第四条第一項第三号の規定による許 許可に係る銃砲を

#### (銃砲等の保管

第十条の四 ある場合を除き、 は第十条の八の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条又 許可に係る銃砲を自ら保管しなければならない。

2 府令で定める基準に適合する保管設備がない場所に宿泊する場合その 設備及び方法により行わなければならない。 他正当な理由がある場合は、 前項の規定による銃砲の保管は、 この限りでない。 内閣府令で定める基準に適合する ただし、 狩猟のため内閣

3 前項に規定する設備に銃砲を保管するに当たつては、 当該設備に、

ならない。 、保管に係る銃砲等に適合する実包等を当該銃砲等と共に保管しては

4 法律 る銃砲等に適合する実包等を保管しないように努めなければならない あつては、 るに当たつては、 前項に定めるもののほか、 (昭和三十七年法律第六十九号) 同法第二条第一項に規定する建物の部分) 当該設備の存する建物 第 一項に規定する設備に銃砲等を保管す 第一 (建物の区分所有等に関する 条の規定に該当する建物に 内に、 保管に係

い。保管に係る銃砲に適合する実包等を当該銃砲と共に保管してはならな

4 つては、 に当たつては、当該設備の存する建物 銃砲に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。 律 前項に定めるもののほ (昭和三十七年法律第六十九号) 同法第二条第一項に規定する建物の部分) か、 第 一項に規定する設備に銃砲を保管する 第 (建物の区分所有等に関する法 条の規定に該当する建物にあ 内に、 保管に係る

同じ。)の保管を委託しなければならない。 保る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。次項において除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又は拳銃(当該拳銃に)第十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を 第

#### 一 (略)

者のうち十四歳以上十八歳未満である者三の第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けた二の第四条第一項第四号の規定による拳銃の所持の許可を受けた者

#### 四 (略)

ろにより、空気銃又は拳銃を保管しなければならない。2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、内閣府令で定めるとこ

## (報告徴収、立入検査等)

により<u>銃砲等及び実包等を保管する者に対し、これらの規定による銃</u>第十条の六 都道府県公安委員会は、第十条の四又は第十条の五の規定

項において同じ。)の保管を委託しなければならない。

銃に係るけん銃部品及び当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。次除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又はけん銃(当該けん第十条の五)次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を

#### (略)

た者のうち十四歳以上十八歳未満である者三 第四条第一項第四号の規定による空気けん銃の所持の許可を受け二 第四条第一項第四号の規定によるけん銃の所持の許可を受けた者

#### 四 (略)

ろにより、空気銃又はけん銃を保管しなければならない。2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、内閣府令で定めるとこ

## (報告徴収、立入検査等)

により銃砲及び実包等を保管する者に対し、これらの規定による銃砲|第十条の六 都道府県公安委員会は、第十条の四又は第十条の五の規定

(指示)	(指示)
	5 第一項及び前項の届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める。
	ならない。    こうない。    旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければ
	ウ
	定めて当該業務の停止を命ずることができる。
	に対し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を
	る第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつたときは、その者
	3 都道府県公安委員会は、クロスボウ保管業者が前項において準用す
	保管するクロスボウ」と読み替えるものとする。
	銃」とあるのは、「第十条の八の二第一項の規定により委託を受けて
	ついて準用する。この場合において、これらの規定中「教習用備付け
	2 第九条の七第二項から第四項までの規定は、クロスボウ保管業者に
	)に当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができる。
	保管することを業とするもの(以下「クロスボウ保管業者」という。
	を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けてクロスボウを
	クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、事業場の所在地
(新設)	第十条の八の二 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、
	(クロスボウの保管の委託)
2~6 (略)	2~6 (略)
	ි
及び実包等の保管の状況について必要な報告を求めることができる。	砲等及び実包等の保管の状況について必要な報告を求めることができ

第十条の九 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行つていないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

執るべきことを指示することができる。都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに

、許可の取消し及び仮領置

第十一条 (略)

2

略

3 人命救助等に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を 命救助等に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を 命救助等に従事する者がした当該行為を防止するために相当の注意を の対した場合には、都道府県公安委員会は、当該銃砲

4

第四条又は第六条の規定による拳銃等又は猟銃の所持の許可を受け

4

第四条又は第六条の規定によるけん銃等又は猟銃の所持の許可を受

第十条の九 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許のとを指示することができる。ことを指示することができる。

までは、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに をの者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる をの者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる をの者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる をの者が第三条第一項第四号の六の規定により所持することができる

(許可の取消し及び仮領置

第十一条 (略

2 (略)

3 人命救助等に従事する者が出該行為を防止するために相当の注意を怠ら助等に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠ら係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が人命救係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が出該銃砲に

消すことができる。 く処分に違反した場合には、都道府県公安委員会は、その許可を取り 類について、同法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づ た者が、火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬

- 新可を取り消すことができる。 ロスボウを当該許可に係る用途に供していないと認めるときは、そのけた者が引き続き三年以上当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はク5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受 5
- 7 クロスボウ射撃資格者が第四条第一項第五号の三の規定による許可 を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るク ウ射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる 。ただし、当該クロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るク 当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明され た場合は、この限りでない。
- する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対8 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四

り消すことができる。
がく処分に違反した場合には、都道府県公安委員会は、その許可を取ずについて、同法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基準類について、同法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基

- ができる。
   (に係る用途に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことに係る用途に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことけた者が引き続き三年以上当該許可に係る猟銃又は空気銃を当該許可を受 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受
- 6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該射撃指導員が年少分を計算が行為を防止するために相当の注意を怠らなかつが、 
  まり、 
  まり 
  ないで 
  まり 
  まい、 
  まい、

(新設)

する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対7 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四

等若しくは刀剣類の提出を命じ、 項 砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。 仮領置し、 て、 けている者 が規定の 同 居の親族等があるときは、 適用がある場合を除き、 又は第十三条の三第 (当該許可を受けている者の所在が不明である場合におい 一項の規定により既に保管してい 提出された銃砲等若しくは刀剣類を 当該同居の親族等) 取消し 前において、 に対し当該銃砲 当該許可を受 る銃

10 贈与、 刀剣 仮領置されている場合において、 砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。 手続により返還の申請をしたときは、 用標識銃等販売事業者、 しくは練習射撃場を設置する者以外の者にあつては、 許可が取り消され、 (類について所持の許可を受けた者に限る。) 返還等を受けた者 かつ、 ク (武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨 ロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若 前 一項の規定により銃砲等又は刀剣類が 許可が取り消された者から売渡し、 都道府県公安委員会は、 が内閣府令で定める 当該銃砲等又は 当該銃

砲等又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。、第八項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を速やかに当該銃11 許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は

仮領置した銃砲等又は刀剣類について準用する。この場合において、12 第八条第九項及び第十項の規定は、第八項又は第九項の規定により

しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲若て、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当該銃砲けている者(当該許可を受けている者の所在が不明である場合におい項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受

するものとする。

「おいて、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当可を受けていた者(当該許可を受けていた者の所在が不明である場合可を受けていた者の所在が不明である場合のとする。

9 ときは、 標識銃等販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置 与、 するものとする 受けた者に限る。 る者以外の者にあつては、当該銃砲又は刀剣類について所持の許可 領置されている場合において、 許可が取り消され、 返還等を受けた者 都道府県公安委員会は、 が内閣府令で定める手続により返還の申請をした かつ、 (武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕 前 許可が取り消された者から売渡し、 二項の規定により銃砲又は刀剣類が 当該銃砲又は刀剣類をその者に返 鯨 用 贈 仮

又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。、第七項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類を速やかに当該銃砲10 許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は

仮領置した銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同11 第八条第九項及び第十項の規定は、第七項又は第八項の規定により

十一条第十項」と読み替えるものとする。」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日

新品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものと持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所第十一条の二 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により拳銃の

きは、当該拳銃部品についても仮領置するものとする。 条第三項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管していると項の規定により既に保管している拳銃を仮領置する場合において、同2 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により第十三条の三第一

2

- ても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。ができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持すること3 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ず
- 程府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委 「大田の東文は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。」が内 「大田の売渡し、贈与、返還等を受けた者(武器等製造法の武器製 「大田の売渡し、贈与、返還等を受けた者(武器等製造法の武器製 「大田の前時の許可が取り消された者から当該 「大田の前時の許可が取り消された者から当該 「大田の前時の許可が取り消され、かつ、当該本統に係る本統部品が

条第九項」と読み替えるものとする。あるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日」と

まけん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品を仮領置該けん銃部品についても提出を命じ、提出されたけん銃部品があるときは、当所持することができる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当第十一条の二 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定によりけん銃

- いるときは、当該けん銃部品についても仮領置するものとする。同条第三項の規定により既に当該けん銃に係るけん銃部品を保管して項の規定により既に保管しているけん銃を仮領置する場合において、報道府県公安委員会は、前条第七項の規定により第十三条の三第一
- 4 限る。) ら当該けん銃部品の売渡し、 部品が仮領置されている場合において、 ん銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に 武器製造事業者以外の者にあつては、 けん銃の所持の許可が取り消され、 が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、 贈与、 返還等を受けた者 かつ、 当該けん銃部品に適合するけ 当該許可が取り消された者か 当該けん銃に係るけん銃 (武器等製造法 都

員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

いた者に返還しなければならない。 の規定により仮領置した拳銃部品を速やかに当該拳銃部品を所持して、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、これら5 第一項又は第二項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において

### (聴聞の方法の特例)

、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続第十二条 第十一条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に

#### 2 (略)

聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。3 第十一条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴

#### (検査)

可を受けた猟銃者しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途第十三条 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許

道府県公安委員会は、当該けん銃部品をその者に返還するものとする

持していた者に返還しなければならない。 ちの規定により仮領置したけん銃部品を速やかに当該けん銃部品を所て、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、これ5 第一項又は第二項の規定によりけん銃部品を仮領置した場合におい

条の二第四項」と読み替えるものとする。
条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日」とより仮領置したけん銃部品について準用する。この場合において、同より仮領置した財の規定は、第一項から第三項までの規定に

### (聴聞の方法の特例)

、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。 法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続第十二条 第十一条第一項から第六項まで又は前条の規定による処分に

#### 2 (略)

| 聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。| 3 第十一条第一項から第六項まで又は前条の規定による処分に係る聴

#### (検査)

可を受けた猟銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供しているかどう第十三条 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許

くは第十条の五の二の帳簿を提示させ、 が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは を当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることが 府令で定めるところにより、 の場合において、 刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲等若しくは刀剣類、 に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀剣類の所持 くは刀剣類、 警察職員に、 許可証若しくは当該帳簿を検査させることができる。こ あらかじめ日時及び場所を指定して、 同号の規定による許可を受けた者に対しては、 当該猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ 質問し、 又は当該銃砲等若し 当該銃砲等又は 許可証若し 内閣

### (公務所等への照会)

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定に第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第一項及び第七項を除く。)を下少射撃資格の認定を受けようとする者が第五条(第二項から第一項を除く。)の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを引着するため必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

# (調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管)

銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又は第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による

じめ日時及び場所を指定して、 か、 報告を求めることができる。 当該猟銃又は空気銃を当該用途に供しているかどうかについて必要な 当該帳簿を検査させることができる。 Ļ かどうかを調査する必要があると認めるときは、 による許可を受けた者に対しては、 を提示させ、 その他許可を受けた銃砲又は刀剣類の所持が適正に行われている 当該銃砲若しくは刀剣類 質問し、 又は当該銃砲若しくは刀剣類、 当該銃砲又は刀剣類を所持する者に対 許可証若しくは第十条の五の二の帳簿 内閣府令で定めるところにより、 この場合において、 警察職員に、 許可証若しくは 同号の規定

### (公務所等への照会)

第十三条の二 照会して必要な事項の報告を求めることができる。 め必要があると認めるときは、 格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項 準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資 第四項までを除く。)及び第五条の二(第一 よる許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条 の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するた 都道府県公安委員会は、 公務所、 第四条若しくは第六条の規定に 公私の団体その他の関係者に 項を除く。 (第二号を除く。 (第二項から の許可の 基

# (調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管)

銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみ第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による

において、 が第五条第一 該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、 適当でないと認めるときは、 る照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間 どうかについて第十二条の三の規定による受診命令、 あると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するか のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、 みだりに動物の殺傷その他 砲等又は刀剣類を保管することができる その者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが 同居の親族等があるときは、 項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いが の物の損 その者 当該調査を行う間、 壊をする行為をし、 (その者の所在が不明である場合 当該同居の親族等)に対し当 前条の規定によ かつ、 提出された銃 その者 その者

等又は刀剣類を仮領置したときを除く。) も、同様とする。 した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明らかとなつたときは。当該銃砲等又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過した。当該銃砲等又は刀剣類を保管した日から起算しなければならないとき(当該前県公安委員会は、前項の規定により銃砲等又は刀剣類を保管

提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。 きる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することがで3 都道府県公安委員会は、第一項の規定により拳銃の提出を命ずる場

3

拳銃に係る拳銃部品を保管した場合において、第二項の規定により当4 都道府県公安委員会は、第一項及び前項の規定により拳銃及び当該

4

いて、 照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間 第五条第一 これらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、 だりに動物の殺傷その他 刀剣類を保管することができる。 砲又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、 でないと認めるときは、 その者に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を保管させておくことが適当 うかについて第十二条の三の規定による受診命令、 ると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかど 同居の親族等があるときは、 項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあ その者 の物の損壊をする行為をし、 (その者の所在が不明である場合にお 当該同居の親族等)に対し当該 提出された銃砲又は 前条の規定による かつ、 その者が その 者の

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲又は刀剣類を保管した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から当該銃砲又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過したときは、当該銃砲又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過したときは、当該前間が経過する前に第十一条第七項の規定により銃砲又は刀剣類を保管し

該けん銃に係るけん銃部品を保管した場合において、第二項の規定に物合において、第三条の二第一項及び前項の規定によりけん銃部品にできる当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品に場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することが場合において、第三条の二第一項第四号の規定によりけん銃の提出を命ずる都道府県公安委員会は、第一項の規定によりけん銃の提出を命ずる

ついてもその者に返還するものとする。該拳銃を当該許可を受けている者に返還するときは、当該拳銃部品に

(都道府県公安委員会の間の連絡)

し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。並びに許可証又は年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関第十三条の四 第四条の四第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認

(譲渡の制限)

第二十一条の二 者|は、 げるものを除く。)を譲り渡してはならない。 該当することを確認し又は譲受人から第七条第一 受けた場合でなければ、 者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なもの 法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の 銃等販売事業者、 として内閣府令で定める方法により、 しくは猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者、 第四号の六、 第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、 武器等製造法の武器製造事業者、 第四号の七、 クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業 銃砲等又は刀剣類 第八号、 譲受人が第三条第一項第二号の 第十二号若しくは第十四号に (第三条第一項第六号に掲 猟銃等製造事業者若 項の許可証の提示を 捕鯨用標識 この

れる場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持するを設置する者は、第三条の七の規定により譲渡し又は貸付けが禁止さの措置を執らなければならない者又は教習射撃場若しくは練習射撃場2 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者、第八条第六項

ん銃部品についてもその者に返還するものとする。より当該けん銃を当該許可を受けている者に返還するときは、当該け

(都道府県公安委員会の間の連絡

必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。びに許可証又は年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関し第十三条の四(第四条の四第一項の規定による銃砲又は刀剣類の確認並

(譲渡の制限)

第 掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。 号に該当することを確認し又は譲受人から第七条第一項の許可証 第一項第二号の二、第四号の四、 る場合のほか、 用標識銃等販売事業者は、 示を受けた場合でなければ、 ため必要なものとして内閣府令で定める方法により、 ができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡されることを防止する しくは猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者若しくは捕鯨 一十一条の二 この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持すること 武器等製造法の武器製造事業者、 第三条の七の規定により譲渡しが禁止され 銃砲又は刀剣類 第四号の五、 (第三条第一項第六号に 第八号若しくは第十二 猟銃等製造事業者若 譲受人が第三条 提

れる場合のほか、この法律の規定により銃砲又は刀剣類を所持するこを設置する者は、第三条の七の規定により譲渡し又は貸付けが禁止さの措置を執らなければならない者又は教習射撃場若しくは練習射撃場

示を受けた場合でなければ、当該銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又はとを確認し又は譲受人若しくは借受人から第七条第一項の許可証の提の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認してとを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方にとができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し

## (模造拳銃の所持の禁止)

貸し付けてはならない

#### 2 (略

## (販売目的の模擬銃器の所持の禁止)

所持してはならない。
て内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)をする装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとしつ、拳銃、小銃、機関銃又は猟銃に類似する形態及び撃発装置に相当第二十二条の三 何人も、販売の目的で、模擬銃器(金属で作られ、か

でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはなら譲受人若しくは借受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合より、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第二号の二、第四号の四より、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第二号の二、第四号の四とができる者以外の者に銃砲又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付け

## 、模造けん銃の所持の禁止)

ない。

#### 2 (略

## (販売目的の模擬銃器の所持の禁止)

を所持してはならない。 
して内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものと当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものと第二十二条の三 何人も、販売の目的で、模擬銃器(金属で作られ、か

2

略

## (発見及び拾得の届出

第二十三条 その旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。 銃砲等又は刀剣類を発見し、 又は拾得した者は、 速やかに

#### (事故届

第二十三条の二 らない。 取られた場合においては、 者は、当該許可又は登録に係る銃砲等又は刀剣類を亡失し、 は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を所持する 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又 直ちにその旨を警察官に届け出なければな 又は盗み

## (許可証、 年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等

第二十四条

銃砲等又は刀剣類を携帯し、

又は運搬する者は、当該銃砲

等又は刀剣類に係る許可証 帯していなければならない。 年少射撃資格認定証又は登録証を常に携

2 警察官は、 又は運搬する者に許可 前項の規定の履行を確保するため、 証 年少射撃資格認定証又は登録証の 銃砲等又は刀剣類を

#### 3 略

提示を求めることができる

、銃砲刀剣類等の 一時保管等

第二十四条の二 2 (略) (略)

### (発見及び拾得の届出)

第 その旨をもよりの警察署に届け出なければならない。 一十三条 銃砲又は刀剣類を発見し、 又は拾得した者は、 すみやかに

#### (事故届

第 者は、 ない。 られた場合においては、 は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を所持する 一十三条の二 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又 当該許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類を亡失し、 直ちにその旨を警察官に届け出なければなら 又は盗み取

(許可証、 年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等)

第 ていなければならない。 は刀剣類に係る許可証、 一十四条 銃砲又は刀剣類を携帯し、 年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯し 又は運搬する者は、 当該銃砲又

2 示を求めることができる 警察官は、 又は運搬する者に許可 前項の規定の履行を確保するため、 証 年少射撃資格認定証又は登録証の 銃砲又は刀剣類を携 提

#### 3 (略)

(略

、銃砲刀剣類等の

時保管等

第二十四条の二

2 (略

- について準用する。 
  3 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行う場合
- 4 (略)
- ・ 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、速や
  5 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、速や
- 6 (略)
- 7 所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀剣類等が、第三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定によりその所持が禁止されている者から提出された銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃である場合(当該銃十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、一時保管に係る銃砲刀剣類等が、第三条第一項又の場所では、1000円のとする。
- 砲等若しくは刀剣類又は準空気銃」と読み替えるものとする。 は準空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月8 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀剣類又
- 9~11 (略)
- (本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置)

- | 合について準用する。 | | 3 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行なう場
- 4 (略)
- 銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という。)に引する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という。)に引き継続の一時保管は、第二項の規定により一時保管した場合においては、すみ
- 6 (略)
- の規定にかかわらず、これを返還しないものとする。 な第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、前項 ら提出された銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃である場合(当該銃砲 条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、前項 である場合(当該銃砲 である場合(当該銃砲 の規定によりその所持が禁止されている者か の規定によりるの所持が禁止されている者か
- 8 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃」と読み替えるものとする。 
  年空気銃について準用する。この場合においては、当該仮領置した時の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した時から起算して六月以内に前項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内にがついて準用する。この場合において、同条第九項中「第七くは刀剣類又は
- 9~11 (略)
- (本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置)

第二十五条 銃砲等又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようと第二十五条 銃砲等又は刀剣類を所持することが可各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を所持することが可各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類をが第三条第一できる場合及び仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定めできる場合は、この限りでない。

銃砲等又は刀剣類を引き継がなければならない。銃砲等又は刀剣類を所持していた者の上陸地と異なるときは地が当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者の上陸地と異なるときは地が当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者の上陸地と異なるときは、その出入国港の所在地又は積出との地が当該銃砲等とは刀剣類を所持していた者がら次項第三号又は第四号に該当る。

はならない。 ・場合においては、当該仮領置した<br/>
銃砲等<br/>
又は刀剣類を返還しなけれた場合においた者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があつる。前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類

#### 一•二 (略)

出そうとする場合 出そうとする場合のほか、当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に積み

いて、当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から売渡し、贈与、返4 第一項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合にお

第二十五条 | 銃砲又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとす 限りでない。

は刀剣類を引き継がなければならない。
は刀剣類を引き継がなければならない。
は刀剣類を引き継がなければならない。
は刀剣類を引き継がなければならない。
は刀剣類を引き継がなければならない。
は刀剣類を引き継がなければならない。
は刀剣類を引き継がなければならない。

らない。 場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければな 所持していた者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があつた 3 前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類を

#### 一・二 (略)

とする場合
三 本邦から出国するため当該銃砲又は刀剣類を本邦外に持ち出そう

て、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者から売渡し、贈与、返還等4 第一項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合におい

者に返還するものとする。項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類をその内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、同項又は第二プ等を受けて当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者が

5 場合においては、 を保管する警察署長の承認を受けたときは、 仮領置の日から起算して六月 なくなるまでの期間)以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない 11 くは刀剣類の売渡し、 場合において、 事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができな 銃砲等又は刀剣類を所持していた者又はその者から当該銃砲等若し その所有権は、 内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類 贈与、 返還等を受けた者が第一項の規定による (船舶の出港の遅延その他のやむを得な 国に帰属する 当該やむを得ない事情が 5

等又は刀剣類の取扱いに関し必要な細目は、内閣府令で定める。6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した銃砲

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態 きる。

又は刀剣類の取扱に関し必要な細目は、内閣府令で定める。 6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した銃砲

(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

第 に際し、 る。 ては、 序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合にお による登録を受けた銃砲又は刀剣類の授受、 域及び期間を定め、 一十六条 都道府県公安委員会は、 第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四 災害、 騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事 これらの行為を禁止し、 一定の公告式による告示をもつて、 運搬又は携帯が公共の 又は制限することができ ]条の規 地 秩 定

2

都道府県公安委員会は、

前項の規定により告示をした場合において

じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置することができる。所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲等又は刀剣類の提出を命は、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において

#### 4 (略)

銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。失つた場合においては、都道府県公安委員会は、速やかに仮領置した第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を

## (提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等)

一〜三 (略) で定める手続により、その提出を命ずることができる。は、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。ついては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会第二十七条 銃砲等又は刀剣類で次の各号のいずれかに該当するものに

# の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。 類が、当該各号に掲げる者以外の者の所有に係り、かつ、その者が次2 前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲等又は刀剣

の事実の生じた時から引き続いて当該銃砲等又は刀剣類を所有してりの方法により許可を受けることをあらかじめ知らないで、これら第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反すること又は偽

、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲又は刀剣類の提出を命じは、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において

ればならない。
ればならない。
を一番道府県公安委員会が第一項の規定によりした告示については、その後最初に招集される議会においてすみやかにその承認をの告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認をの告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認をの告示をした日から起算して出り、

#### 4 (略)

た銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。失つた場合においては、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置し5第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を

## (提出を命じた銃砲又は刀剣類の売却等)

、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。いては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会は第二十七条 銃砲又は刀剣類で次の各号のいずれかに該当するものにつ

#### 一~三 (略)

各号の一に該当する場合においては、適用しない。が、当該各号に掲げる者以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の2 前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲又は刀剣類

の事実の生じた時から引き続いて当該銃砲又は刀剣類を所有していりの方法により許可を受けることをあらかじめ知らないで、これら第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反すること又は偽

いると認められる場合

- 銃砲等又は刀剣類を取得したと認められる場合りの方法で許可を受けた事実が生じた後、その情を知らないで当該二 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反する事実又は偽

(報告徴収及び立入検査)

当該業務に関する報告を求めることができる。の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対し、があると認めるときは、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場第二十七条の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要

2

場について、 条の七第一 用 九条の十一第二項において準用する場合を含む。)の届出に係る教習 条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか 内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備 .備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、 練習射撃指導員が選任されているかどうか、 都道府県公安委員会は、 項 第九条の二第 (第九条の十 指定射擊場、 一第 項、 一項において準用する場合を含む。 第九条の四第一項各号若しくは第九 教習射撃場若しくは練習射撃 第九条の六第二項 第九 (第

ると認められる場合

- 銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合 りの方法で許可を受けた事実が生じた後、その情を知らないで当該二 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反する事実又は偽

(報告徴収及び立入検査)

ることができる。 の設置者等又は猟銃等保管業者に対し、当該業務に関する報告を求めがあると認めるときは、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場第二十七条の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要

2 条の七第一 用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、第九 九条の十一第二項において準用する場合を含む。)の届出に係る教習 条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか 場について、  $\mathcal{O}$ 内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備 練習射撃指導員が選任されているかどうか、 都道府県公安委員会は、 項 第九条の二第 (第九条の十 指定射擊場、 項、 第 一項において準用する場合を含む。 第九条の四第一項各号若しくは第九 教習射撃場若しくは練習射 第九条の六第二項 第

調査する必要があると認めるときは、 空気銃を保管しているかどうか、 閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内 銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所 九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、 付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第 合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを を受けてクロスボウを保管する保管場所について、 一項におい 又は関係者に質問させることができる。 て準用する第九条の七第 若しくはクロスボウ保管業者が委託 警察職員に立ち入り、 |項の内閣府令で定める基準| 第十条の八の 検査させ 又は猟 に適 二第

3 略

## (警察官等による拳銃等の譲受け等)

第二十七条の三 実包に関する犯罪の捜査に当たり、その所属官署の所在地を管轄する 若しくは借り受け、 定にかかわらず、 都道府県公安委員会の許可を受けて、この法律及び火薬類取締法の規 警察官又は海上保安官は、 何人からも、 又は拳銃実包を譲り受けることができる。 拳銃等若しくは拳銃部品を譲り受け、 拳銃等、 拳銃部品又は拳銃

(記録票の作成等)

第二十八条 ができる銃砲等 第三条第一 (火縄式銃砲等の古式銃砲を除く。) を管理する責任 項第一号又は第1 一号の規定により所持すること

> きる。 について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内 空気銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは 閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは 銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所 九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、又は猟 付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第 警察職員に立ち入り、 検査させ、 又は関係者に質問させることがで

略

#### 3

(警察官等によるけん銃等の譲受け等)

第一 きる。 轄する都道府県公安委員会の許可を受けて、 法の規定にかかわらず、 譲り受け、 けん銃実包に関する犯罪の捜査に当たり、 一十七条の三 若しくは借り受け、又はけん銃実包を譲り受けることがで 警察官又は海上保安官は、 何人からも、 け ん銃等若しくはけん銃部品を けん銃等、 その所属官署の所在地を管 この法律及び火薬類取締 けん銃部品又は

(記録票の作成等)

第 ができる銃砲 一十八条 第三条第 (火なわ式銃砲等の古式銃砲を除く。) を管理する責任 項 第 号又は第一 一号の規定により所持すること

票を作成し、かつ、保存しなければならない。は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等に関する記録を有する者(以下この条において「銃砲等の管理責任者」という。)

ばならない。
る統砲等の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなけれ
2 銃砲等の管理責任者は、内閣府令で定める手続により、その管理す

らない。

| 銃砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければなり、銃砲の管理責任者は、内閣府令で定める手続により、その管理する

(都道府県公安委員会に対する申出)

第二十九条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先 第二十九条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者で就砲等又は刀剣類により他人の生命、身体若しくは第二十九条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先 第二十九条 何人も、同居する者

(都道府県公安委員会に対する申出)

2 (略)

2

(略)

2 · 3 (略)

第三十一条の二 第三条の四の規定に違反した場合には、当該違反行為 | 第三

2 · 3 (略)

2 • 3

(略)

をした者は、

三年以上の有期懲役に処する

2·3 (略)

有期懲役に処する。

第三条の十三の規定に違反した者は、

無期又は三年以上の

役に処する。 第三条の四の規定に違反した者は、三年以上の有期懲

十五年以下の懲役に処する。
この場合において、当該拳銃等の数が二以上であるときは、一年以上には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持した場合

3 · 4 (略)

、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反した場合には

2 · 3 (略)

ついての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。第三十一条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る譲受け又は借受けに当該拳銃等を提出して自首したときは、当該拳銃等の所持についての第三十一条の五 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持する者が

十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
六条の規定による許可を受けた場合には、当該違反行為をした者は、第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等の所持について第四条又は第

銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処するは、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該けん第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持した者

役に処する。
大薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上の有期懲けん銃等に適合する実包又は当該けん銃等に適合する金属性弾丸及び前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係るけん銃等を、当該

3 · 4 (略)

年以上十年以下の懲役に処する。第三十一条の四の第三条の七又は第三条の十の規定に違反した者は、

2 · 3 (略)

以下の罰金に処する。
第六条の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百万円第三十一条の六 偽りの方法によりけん銃等の所持について第四条又は

2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)	2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)  2・3 (略)
第三十一条の人 第三条の六の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。   第三十一条の人 第三条の三第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。   五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。	第三十一条の七 第三条の六の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 「反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。」 「反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。」 は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

よる許可を受けたとき。

(削る)

2 略

3 第十条第二項 (第二十一条において準用する場合を含む。 の規定

に違反して拳銃等又は猟銃を発射した者は、 五年以下の懲役又は百万

円以下の罰金に処する。

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的で その予備をした場合には、 又は百万円以下の罰金に処する。 その刑を減軽し、 当該違反行為をした者は、 ただし、 実行に着手する前に自首し 五年以下の懲役

た者は、

又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に 係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 当たる行為に要する資金、 金等」という。)を提供した場合には、 艦船又は航空機 当該違反行為をした者は、 (以下この条において「資 ただし、 当該資金等に 五.

その刑を減軽し、

又は免除する

第三十一条の十五 当該違反行為をした者は、 拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした場合には、 万円以下の罰金に処する。 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される 三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百

よる許可を受けた者

兀 定に違反してけん銃等又は猟銃を発射した者 第十条第二項 (第 <del>-</del> 一条において準用する場合を含む。

の規

(略)

2 (新設)

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的で その予備をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する 免除する。 ただし、 実行に着手する前に自首した者は、 その刑を減軽し、 又は

第三十一条の十三 る。 が実行に着手される前に自首した者は、 罰金に処する。 当たる行為に要する資金、 金等」という。)を提供した者は、 ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に 艦船又は航空機 五年以下の懲役又は百万円以下の その刑を減軽し、 (以下この条において 又は免除す 「資

第三十一条の十五 年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。 けん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される

第三十一条の十六 行為をした者は、 三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反

- 第四号及び第三項において同じ。)又は刀剣類を所持したとき。 第三条第一項の規定に違反して銃砲等 (拳銃等及び猟銃を除く。
- 第三条の二第一項の規定に違反したとき。
- 三 第三条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。
- 兀 六条の規定による許可を受けたとき 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第

(削る)

五. 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

2 略

3 第十条第二項 (第 一十一条において準用する場合を含む。 三年以下の懲役又は五十万円以下 の規定

の罰金に処する。

に違反して銃砲等を発射した者は

第三十一条の十七 品を輸入した場合には、 は五十万円以下の罰金に処する もつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物 第三十一条の二第 当該違反行為をした者は、 一項又は第二項の罪を犯す意思を 三年以下の懲役又

- 2 二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は
- 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、 拳銃等として交付を受

第三十一条の十六 役又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 三年以下の懲

- 第四号及び第五号において同じ。)又は刀剣類を所持した者 第三条第一項の規定に違反して銃砲 (けん銃等及び猟銃を除
- 第三条の二第一項の規定に違反した者

\_ 三

第三条の八又は第三条の十一の規定に違反した者

偽りの方法により銃砲又は刀剣類の所持について第四条又は第六

兀

五. 条の規定による許可を受けた者 第十条第一 一項  $\overline{+}$ 一条において準用する場合を含む。

定に違反して銃砲を発射した者

(第

規

偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた者

2 (略)

六

(新設)

第三十一条の十七 もつて、 する。 た物品を輸入した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処 けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得し 第三十一条の二第 一項又は第二項の罪を犯す意思を

- 2 以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 二年以下の懲役又は三十万円
- 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、 けん銃等として交付を

けた物品又は拳銃等として取得した物品を所持したとき。

くは借り受けたとき。を拳銃等として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若し二 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品

入したとき。 | 実包として交付を受けた物品又は拳銃実包として取得した物品を輸実包として交付を受けた物品又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃三 第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃

、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は

受けた物品又は拳銃実包として取得した物品を所持したとき。一第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を

を拳銃実包として譲り渡し、又は譲り受けたとき。 第三十一条の九第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品

したとき。 品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を輸入品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を輸入二 第三十一条の十一第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部

、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は

を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を所持したとき。 一 前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付

たとき。 て譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けて譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受け一 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃部品とし

受けた物品又はけん銃等として取得した物品を所持した者

しくは借り受けた者をけん銃等として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若の 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品

銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品三 第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、けん

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円

を輸入した者

以下の罰金に処する。

第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、

けん銃実包として交付

二 第三十一条の九第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品を所持した者

をけん銃実包として譲り渡し、又は譲り受けた者

輸入した者 部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品を三 第三十一条の十一第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、けん銃

以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円

付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品を所持した者一前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、けん銃部品として交以下の罰金に欠する。

サニ計して譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受して譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受一 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品をけん銃部品と

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は	第三十三条   次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を
六 第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者五 第二十二条の三第一項の規定に違反した者四 第二十一条の三第一項の規定に違反した者	六 第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反したとき。 五 第二十二条の三第一項の規定に違反したとき。 四 第二十一条の三第一項の規定に違反したとき。
者 三 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	とき。
二 第十条の八第三項の規定による命令に違反した者の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者	二 第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による命令に譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたとき。
一 第三条の八及び第三条の十一の規定により禁止されるけん銃部品三十万円以下の罰金に処する。	一 第三条の八及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品のした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三 第二十二条の規策に選及した者	第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を二 第二十二条の規策に達反した者
第二一二条 定に違反した	定
二 第十条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規の譲渡しと譲受けの周旋をした者	第十条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規
第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止されるけん銃実包以下の罰金に処する。	(削る) 以下の罰金に処する。
次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円	
第三十一条の十八 (新設)	

した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- は貸し付けたとき。第二項の規定に違反して銃砲等若しくは刀剣類を譲り渡し、若しく以下この号において同じ。)若しくは刀剣類を譲り渡し、又は同条以下この号において同じ。)若しくは刀剣類を譲り渡し、又は同条二 第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲等 (拳銃等を除く。

した者は、二十万円以下の罰金に処する。 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を 第

- 準用する場合を含む。)、第八条第二項(第九条の十五第二項にお 準用する場合を含む。)若しくは第五項 項において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。)若しくは第五項、 十一第二項、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項において いて準用する場合を含む。 第四条の四第一項、 て準用する場合を含む。 第九条の五第三項後段 二項 第十条第四項若しくは第五項 第七条第二項 (第九条の十第三項及び第九条の十六第二 )、第三項、 第九条の十一第三項 (第九条の十三第三項において 第九条の七第二項 (これらの規定を第) 第四項 (第九条の十一第二項にお (第九条の十五第三 第九条の十六 第九条第三項 (第九条の 二十一条

二十万円以下の罰金に処する。

- 第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 貸し付けた者第二項の規定に違反して銃砲若しくは刀剣類を譲り渡し、若しくは以下この号において同じ。)若しくは刀剣類を譲り渡し、又は同条二第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等を除く。

に処する。第三十五条、次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金

の認定申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者を含む。)の許可申請書若しくは添付書類又は第九条の十三第一項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合第四条の二(第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三

項、 を含む。)、 項において準用する場合を含む。)若しくは第五項、 準用する場合を含む。)、第八条第二項(第九条の十五第二項にお 0) 八第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五項 1 合を含む。)、第十条の四第一項から第三項まで、第十五条第二項 十一第二項において準用する場合を含む。 第九条の五第三項後段 て準用する場合を含む。)、第三項、 第四条の四第一項、 第十条第四項若しくは第五項 第九条の七第二項 第七条第二項 (第九条の十第三項において準用する場合 (第九条の十一第二項及び第十条の (第 (第九条の十三第三項におい <u>+</u> 第四項 )、第九条の十一第三 条において準用する場 (第九条の十五第三 第九条第三項 (第九条

する場合を除く。)。 第二十四条第一項の規定に違反したとき (第三十三条第二号に該当条の二、第二十二条の二第一項、第二十二条の四、第二十三条又はで、第十五条第二項、第十六条第一項、第十八条第三項、第二十一

よる銃砲等若しくは刀剣類の提出命令に応じなかつたとき。 「東上帝の三第一項、第二十六条第二項若しくは第二十七条第一項の規定による命令又は第八条第七項、第九条の八第三項の四第三項の規定による命令又は第八条第七項、第九条の八第三項の四第三項の規定による命令又は第八条第七項、第九条の八第三項の四第二項若しくは第九条の六第三項(第九条の十一第二

Ξ

三条の三第三項の規定による拳銃部品の提出命令に応じなかつたと 三条の三第三項の規定による拳銃部品の提出命令に応じなかつたと 四 第八条の二第二項、第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十

田 第九条の六第二項(第九条の十一第二項において準用する場合を含む。)又 二項及び第十条の八の二第二項において準用する場合を含む。)又 二項及び第十条の八の二第二項(第九条の十一第二項、第十条の八第 11123 第九条の六第二項(第九条の十一第二項において準用する場合を

員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 六 第十条の六第二項又は第二十七条の二第二項の規定により警察職

規定に違反した者(第三十三条第二号に該当する者を除く。)の二第一項、第二十二条の四、第二十三条又は第二十四条第一項の、第十六条第一項、第十八条第三項、第二十一条の二、第二十二条

応じなかつた者 第四条の四第二項若しくは第九条の六第三項(第九条の十一第二 第四条の四第二項若しくは第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一条第七 項おしくは第八項、第十三条の三第一項、第二十六条第二項若しく 項おしくは第八項、第十三条の三第一項、第二十六条第二項若しく 原において準用する場合を含む。)の規定による打刻命令又は第八 原において準用する場合を含む。)の規定による打刻命令又は第八 原において準用する場合を含む。)の規定による打刻命令又は第八 第四条の四第二項若しくは第九条の六第三項(第九条の十一第二

三条の三第三項の規定による拳銃部品の提出命令に応じなかつた者四 第八条の二第二項、第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十

による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第二項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の規定含む。)、第九条の七第四項(第九条の十一第二項及び第十条の八 第九条の六第二項(第九条の十一第二項において準用する場合を

載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者五の二 第十条の五の二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記

員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避した者、第十条の六第二項又は第二十七条の二第二項の規定により警察職

資格認定証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避しては第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証、年少射撃、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿の提示の要求若しくは検査と 第十三条前段の規定により警察職員が行う銃砲等若しくは刀剣類

に応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。 八 第十三条後段又は第二十七条の二第一項の規定による報告の要求

に応ぜず、

又は虚偽の報告をした者

たとき。

第三十七条 条の罰金刑を科する。 の六から第三十一条の九まで、 の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 したときは、 の十八第一項、 しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第三十一条の四第 一項若しくは第三項 条の十六第 第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他 行為者を罰するほか、 第三十二条、 一項若しくは第二項、 (同条第二項に係る部分に限る。) 、第三十一条 第三十三条又は第三十五条の違反行為を 第三十一条の十一第一項若しくは第二 その法人又は人に対しても、 第三十一条の十七、第三十 第三十一条の二第二項若 第三 各本 一条

第三十七条 の六から第三十一条の九まで、 二項若しくは第三項 の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 三十一条の十五、 しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第三十一条の四第 くは第六号若しくは第二項、 三号まで若しくは第二項、 号、 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金 第三十二条、第三十三条又は第三十五条の違反行為をしたとき 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他 第三十 (同条第二項に係る部分に限る。) 、第三十一条 一条の十六第 第三十一条の十二、第三十一条の十三、 第三十一条の十七、第三十一条の十八第 第三十一 項 第 条の十一第一項第一号から第 第三十一条の二第二項若 一号から第四号まで若し

刑を科する

2

略

類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者 行
--------------------

2 (略)	2 (略)
九~十四 (略)	九~十四 (略)
号)に定める火薬類を不法に所持する者	律第百四十九号)に定める火薬類を不法に所持する者
砲若しくは刀剣類又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九	砲、クロスボウ若しくは刀剣類又は火薬類取締法(昭和二十五年法
八 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に定める銃	八 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に定める銃
一〜七の二 (略)	一一〜七の二(略)
ができない。	ができない。
第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸すること	第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸すること
(上陸の拒否)	(上陸の拒否)
現行	改正案

、第三十一条の九第一項(拳銃実包の譲渡し等)	の七第一項(拳銃実包の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為)、第三十一条	四第一項若しくは第二項(拳銃等の譲渡し等)、第三十一条の六(	一条の三第三項若しくは第四項(拳銃等の所持等)、第三十一条の	拳銃等の発射)、第三十一条の二第一項(拳銃等の輸入)、第三十	四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項(	一~四十一 (略)	別表第三(第六条の二関係)		二十三~三十七 (略)	第一号(拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪	の十八第一項(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条	、第三十一条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条	若しくは第三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)	猟銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持)、第二号(拳銃部品の所持)	と譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び	二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五(拳銃等の譲渡し	一~二十一 (略)	別表第二(第二条関係)	改正案
)、第三十一条の九第一項(拳銃実包の譲渡し等)、第三十一条の	の七第一項(拳銃実包の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為)、第三十一条	四第一項若しくは第二項(拳銃等の譲渡し等)、第三十一条の六(	一条の三第三項若しくは第四項(拳銃等の所持等)、第三十一条の	拳銃等の発射)、第三十一条の二第一項(拳銃等の輸入)、第三十	四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項(	一~四十一 (略)	別表第三(第六条の二関係)	-	二十三~三十七 (略)	銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪	号(拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳	条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一	三号(拳銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一	猟銃以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃部品の所持)若しくは第	と譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び	二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五(拳銃等の譲渡し	一~二十一 (略)	別表第二(第二条関係)	現行

四十三~九十一(略)	(拳銃等の輸入に係る資金等の提供) の罪	十一第一項若しくは第三項(猟銃の所持等)又は第三十一条の十三
四十三~九十一 (略)	に係る資金等の提供)の罪	十一第一項(猟銃の所持等)又は第三十一条の十三(拳銃等の輸入

- 71 -

参議院内閣委員会 |令和三年四月十五日 |

銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 0 部 を 改 正 す る 法 律 案 に 対 す る 附 帯 決 議

政 府 は 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に 当 た り、 次  $\mathcal{O}$ 諸 点 12 0 1 7 適 切 な 措 置 を 講 ず る ベ き で あ る

は 所 明持 確 禁 な 止 運 対 用 象 基 لح 準 な を る 都 ク 道 口 府 ス 県 ボ 警 ウ 察 を に 定 示 8 る L て、 内 閣 そ 府  $\mathcal{O}$ 令 等 適 正 を な 早 執 期 に 行 を 制 確 定 す 保 る す とと ること。 ŧ に 本 法  $\mathcal{O}$ 運 用 に 当 た 0 7

施 さ ク れ 口 る ス ょ ボ う ウ  $\mathcal{O}$ 都 所 道 持 府 許 県 可 警 に 当 察 に た 対 0 て L は、 指 導 厳 助 格 言 な 審 を 行 査 うこと。 B 的 確 な 行 政 処 分 に ょ る 不 適 格 者 0 排 除 等 が 確 実 に 実

三 手 発 続 を ク が 行 口 円 う ス こと。 滑 ボ ウ カコ  $\mathcal{O}$ 0 適 لح 所 り 持 正 に わ 禁 行 け 止 わ ク 及 れ 口 び る ス 許 ょ ボ 可 う、 ウ 制 を 導 既 法 入 改 12 に 正 所 9 内 持 11 容 L て  $\mathcal{O}$ て 周 11 販 る 知 売 者 徹 底 に 輸 を 対 入 事 义 L て ること。 業 は者 を 経 始 過  $\Diamond$ 措 玉 置 民 期 に 間 対 中  $\mathcal{O}$ 7 許 積 極 可 申 的 に 請 B 広 廃 報 啓 棄

兀 ウ لح 0 ク 輸 t 口 入 協 ス 時 ボ 力  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ウ 審 上  $\mathcal{O}$ 杳 入 そ 手 検  $\mathcal{O}$ 経 査 監 路 体 視  $\mathcal{O}$ 大 制 及 び 半 を 強 取が 化 締 イ す り ン ること。 タ を 層 ネ 強 ツ 化 1 す 上 ること。  $\mathcal{O}$ 取 引 で あ ま た、 ることに 関 係 鑑 機 関 み、 と ŧ 個 緊 人 間 密 に  $\mathcal{O}$ 連 売 携 買 を L 含 ク 8 口 ス 事 ボ

右決議する。

政府は、 本法の施行に当たっては、 次の事項に留意し、 その運用等について遺漏なきを期すべきである。

本法に基づく政令及び内閣府令等を早期に制定するとともに、具体的かつ明確な運用基準を都道府県警

察に周知徹底すること。 特に、 クロ スボウの所持を許可するに当たっては、 厳格な審査を行うとともに、

不適格者が確実に排除されるようにすること。

法令改正に基づくクロ スボウの所持禁止、 許可 制 の導入、 経過期間における措置等について、

積極的な

広報啓発等に より国民に対して十分に周知すること。 特に、 クロ スボウ販売事業者に対しては、 都道 府県

公安委員会の許可を受けていない者に販売することのないようにするとともに、 現にクロ スボウを所持

ている者に対しては、 経過措置期間にお いて許可申請や廃棄等が適切に行われるようにすること。

三 クロスボウの入手経路の大半がインターネット上の取引であることに鑑み、 インターネット上の取引の

監視及び取締 りを強化すること。 また、 関係機関と連携し、 クロスボウの輸入に係る審査 検査体制を強

化すること。